

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

## <議案の説明>

開催日時 平成26年3月11日(火) 10:02~15:58

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

宮木 健一 委員長

奥山 博康 副委員長

阪口 保 委員

藤野 良次 委員

太田 敦 委員

大坪 宏通 委員

岡 史朗 委員

乾 浩之 委員

森山 賀文 委員

上田 悟 委員

神田加津代 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長

野村 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

久保田 観光局長

江南 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

高城 医療政策部長

影山 暮らし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

長岡 水道局長

富岡 教育長

原山 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

### <会議の経過>

○宮木委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より7日間開催しますが、傍聴の申し出があった場合は20名を限度に許可したいと思います、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、傍聴の申し出があった場合は、そのようにいたします。

それでは、本日は付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。質疑については、あすからの部局別審査及び総括審査でお願いします。また、説明については総務部長から順次、部局長にお入りいただき、説明していただきます。

それでは、総務部長から順に説明をお願いします。

○浪越総務部長 議案、予算案の全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明をいたします。

平成26年2月定例県議会提出議案の全体像です。議案全部で79件、平成26年度議案が41件、平成25年度議案が38件ございます。

続きまして、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で、平成26年度の当初予算案と平成25年度の2月補正予算案の当初提出分の概要についてご説明した後、総務部所管の主要事業の概要についてご説明をします。

1ページ、総括表ですが、一般会計と特別会計の予算案の総額は、それぞれごらんのとおりです。特に財源的に有利な平成25年度の国の補正予算を最大限活用することとして、当初予算と2月補正予算案を一体のものとして編成しました。一般会計については、平成26年度当初予算案が4,771億1,500万円、平成25年度2月補正予算案が145億6,100万円、合計で4,916億7,600万円となっております。同様に、当

初予算と補正予算を一体に編成した前年度に比べますと37億6,300万円の増、0.8%の増となっております。

特別会計ですけれども、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計経費特別会計を新たに設けたことにより、病院事業費特別会計の予算額が減少しているところです。また、公債管理特別会計が借換債等の増等により増加しております。

2ページ、一般会計予算案の歳入の款別内訳です。県税は、自動車取得税が税率引き下げにより減収となるものの、地方消費税が税率の引き上げにより増収となるなど、平成25年度予算に比べ増加する見込みとなっております。平成25年度より55億円の増、5.5%の増となっています。

5地方交付税ですけれども、増となっておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税としては、地方財政計画と同様、平成25年度より6億円減少する見通しとなっております。

9国庫支出金ですが、平成25年度当初予算におきまして、国の平成24年度補正予算で措置された地域の元気臨時交付金を予算計上しておりました。2月補正を含めた総額は、平成25年度より138億3,900万円の減となっております。

15県債ですが、臨時財政対策債が地方財政計画において減額されたことから、本県におきましても減少する見通しです。また、今後の公債費負担の軽減を図るため、投資的経費の財源に充てる通常債について、できる限り発行を抑制したことにより、平成25年度より69億3,900万円の減となっております。なお、県債の発行に当たりましては、極力交付税措置がある優位な地方債を活用しております。

3ページ、一般会計歳出の款別内訳です。記載のとおり内訳となっております。

4ページから6ページまでは、県税の税別区分における予算額及び税制改正の概要となっております。

6ページから7ページに至りまして、県税以外の地方消費税清算金等の概要になります。

7ページのVI使用料、手数料の改正については、県立高等学校の授業料など法令等の改正により、新たに手数料の額を定めるもののほか、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴うものなど、受益者負担の観点から所要の改正を行うものです。

8ページ、県債の概要です。記載のとおり内訳となっております。

9ページ、一般財源の概要です。これも記載のとおりとなっております。

10 ページ、11 ページは歳出予算の性質別の概要です。

12 ページ、予算規模の推移です。

13 ページは組織の整備、14 ページは職員の定数、15 ページは職員の給与費の概要です。直面する多様な行政課題に的確に対応し、より機動的で効率的な組織体制とするために、課、室の新設等を行うものです。14 ページの定数については、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う県立病院の定数及び児童生徒数の減に伴う教員の定数について、減員となっています。なお、平成26年度より定年退職後に無年金期間が生じることを踏まえ、継続雇用制度として再任用制度の運用を開始し、無年金期間については、原則としてフルタイムで任用をすることとしたいと思っております。

16 ページ、引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費、一般会計分です。消費税率の引き上げに伴う本県の増収見込み分の用途を示したものです。

予算案の総括的なご説明は以上です。続きまして、主要事業の概要です。後ほど危機管理監が説明しますものを除きまして、総務部所管分についてご説明申し上げます。新規事業や重点事業を中心にご説明をしたいと思います。

51 ページ、経済の活性化〔雇用対策の推進〕のうち、2奈良らしい特色のある雇用の創出、県高齢者人材活用事業です。高齢者雇用を積極的に推進するため、今年度県において設置した高齢者人材バンクを活用するものです。来年度についても、引き続き農業・林業分野、その他の専門性の高い業務分野を対象としたいと思っております。

108 ページ、くらしの向上〔文化の振興〕のうち、1奈良の歴史文化、質の高い文化芸術の活用です。日本と東アジアの未来を考える委員会の研究活動の成果について、成果報告書や一般向け書籍を制作するとともに、連続フォーラムを開催することとしております。

133 ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕のうちの1にぎわいのある住みよいまちづくり（4）国際交流の促進です。先ほど組織の整備についてお目通しをいただきましたが、新年度、知事公室に国際交流施策を所管する国際課を設置しますため、国際交流について説明いたします。

新たな友好提携推進事業です。スイス・ベルン州との友好提携を目指し、交流団の相互派遣を行うとともに、ベトナムなどとさらなる連携を推進するため、経済、教育などの分野別交流団を派遣します。

中国陝西省、韓国忠清南道との友好交流事業では、引き続き友好連携協定書に基づき、各種交流事業を進めます。なお、次年度は新たに専門分野の人材を派遣することとしております。

次に、東アジア地方政府会合の開催です。今年度は、中国、韓国をはじめとする東アジアの諸国から39地方政府が本県に参集しまして、第4回東アジア政府会合を開催しました。来年度も引き続き各地方政府が共通する課題を議論し、相互理解を深める場として同会合を開催します。

171ページ、効率的・効果的な基盤整備、8県有施設の整備・耐震化の推進で、新総合庁舎の整備・移転です。旧耳成高校等の改修により、県中部地域にある機関を移転・統合し、出先機関の集約拠点としております。

176ページ、人材・組織マネジメントと財政マネジメントです。1「マネジメント」の全面的な展開の職員発政策提案事業では、県政の課題解決に向け、職員による政策提案の検討及び事業化の推進を図ります。

次に、多様な人材確保のための広報強化事業で、土木建築職の受験を希望する大学3年生を対象に、現場視察を実施するなど、職員募集のパンフレットの改定を行います。

また、統計リテラシースキルアップ事業で、幅広い統計学講義により、職員の統計知識、能力の向上を目指すものです。

177ページ、ファシリティマネジメント推進事業及び178ページ、県有資産の有効活用です。経営的な観点から資産活用を推進するファシリティマネジメントを実施し、低・未利用資産の整理を引き続き進めます。

178ページ、2「公表」「対話」を文化とした行政経営です。県政広報については記載のとおりですが、県民だよりの発行をはじめ、各種テレビ番組、新聞、インターネットなど多様な媒体を活用し、県政情報や観光情報など幅広く発信します。

ジャーナルの発行についてご説明申し上げます。県が重点的に進める政策分野における目標を関係者と共有し、パートナーシップの構築を進め、政策目標を実現を図っていくため、重点分野にまつわるジャーナルを定期的に発行したいと思っております。

179ページ、3電子自治体の推進の番号制度の推進です。各情報システム、税務総合システムについて、番号制度の導入に向けた設計、調査等を諸準備を進めます。

180ページ、4内部統制の行政評価の実施について、全庁的なマネジメントサイクルの推進のため、県政課題の現状分析、政策・施策の評価を引き続き実施します。

最後に、会計事務適正化プロジェクト事業ですが、会計事務の一層の適正化に向け、各種研修を充実するほか、会計事務処理マニュアルの整備等を図ります。

平成26年度の当初予算案及び平成25年度2月補正予算案の概要に関する説明は、以上です。

続いて、「平成25年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の1ページ、1平成25年度奈良県一般会計補正予算案（第6号）ですが、増額156億7,700万円余、減額49億3,200万円、合計して107億4,500万円余の増となっています。特定財源、一般財源の内訳については、記載のとおりです。

2ページ、事業概要ですが、総務部に関するものについてご説明を申し上げます。

まず、増額補正ですが、ふるさと応援基金積立金については、ふるさと応援寄附金の増によりまして積み立てを行うものです。

また、県税交付金は、株式等譲渡所得割県民税等の増収に伴い、市町村交付金をそれぞれ増額するものです。

3ページ、地域・経済活性化基金積立金は、県政の主要プロジェクト推進のため積み立てるものです。また、県債管理基金積立金は、公債費利子及び退職手当等の不用に伴い、それぞれ基金を増額するものです。

次に、減額補正です。退職手当について、退職者見込みの減等により、総額で28億1,300万円の減、うち総務部所管の知事部局で1億1,000万円の減となっています。

県税還付金については、法人事業税等に係る還付金3億円、公債費ですが、県債借入利率の低下等により、利子の不用により14億円それぞれ減額を行います。

4ページから7ページ、繰越明許費補正です。新規で50件、変更20件です。なお、総務部所管に関するものはございません。

8ページから9ページ、特別会計の補正予算です。総務部に関するものは、9ページ、5奈良県公債管理特別会計です。先ほどご説明申し上げました、一般会計の減額と連動するものです。

続きまして、「平成26年度2月県議会提出条例」の目次、条例については、平成26年度議案、平成25年度議案合わせまして32件です。内訳ですが、一部改正26件、制定5件、廃止1件です。うち総務部に関するものについては、9件ございます。一部改正が7件、制定が2件です。

10ページ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、第3次一括法の施行による地方独立行政法人等の改正に伴い、関係の7条例について所要の改正をしようとするものです。うち総務部所管は、1 奈良県地方独立行政法人の重要な財産を定める条例の一部改正、2 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正です。1 は地方独立行政法人法の改正に伴い、社会経済情勢の変化や法人の業務運営の効率化等により、地方独立行政法人が保有する財産のうち、県から出資等に係る財産が不用となった場合の返納手続を設けるとともに、これに伴う資本金の減少に関する手続を設けるものです。

2 は地方公務員法の改正に伴い、任命権者が高齢者部分休業を承認することができる年齢等を定めるため、所要の改正を行うものです。

ともに平成26年4月1日から施行することとしております。

20 ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例は、行財政改革を推進するとともに、定員のより一層の適正化を図るため、要旨記載のとおり、知事部局、教育委員会等の定数につきまして改正を行うものです。

施行期日は、平成26年4月1日としております。

24 ページ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正をする条例は、国の要請に基づき、平成25年7月から実施しております給与減額措置を平成26年3月をもって終了した上で、従前から行っております知事、副知事、常勤の委員、教育長及び一般職員の給与の額を減ずる特例措置の実施期間を1年間延長をするために改正するものです。

具体的な措置の内容ですが、特別職の給料については、知事は10%、副知事及び教育長は5%、常勤の委員は4%、一般職の給料及び管理職手当について、部・次長級は3%、課長級は2%、主幹、小規模所長級は0.5%をそれぞれ減じるものです。平成27年3月31日まで継続をしたいと思っております。

施行期日は、平成26年4月1日となっています。

36 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例は、使用料及び手数料を見直し、その額の改定等を行うため、関係条例について所要の改正を行うものです。総務部の所管は、1 (2) 奈良県行政財産の使用料条例の改正ですが、地方消費税法及び地方税法の改正に伴い、消費税が転嫁されている普通教室の使用料の改定等を行うものです。

施行期日は、平成26年4月1日となっております。

191 ページ、奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例は、条例附則の規定に基づく産業廃棄物税制度に係る検討の結果、今後、平成30年度を目途として、再度この条

例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるため、所要の改正をしようとするものです。

施行期日は、平成26年4月1日となっております。

255ページ、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例は、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、関係する条例について所要の改正をしようとするものです。うち総務部所管については、1(1)職員の特殊勤務手当に関する条例から(5)奈良県情報公開条例の改正までの5つです。

まず、職員の特殊勤務手当に関する条例ですけれども、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、県立奈良病院救命救急センターのみを対象とした手当を削除するものです。奈良県特別会計設置条例ですが、新たに設置する地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計に係る規定について、所要の改正を行うものです。奈良県部設置条例ですが、第5条の医療政策部の所管事務に地方行政独立法人奈良県立病院機構に関することを加えるものです。奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例ですが、地方独立行政法人奈良県立病院機構が設立される前に、県立奈良病院等に対して行われた処分等の取り扱いについての経過規定を置くものです。

いずれも平成26年4月1日施行することとしております。

295ページ、地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例は、先ほどの地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、当該法人の成立の日において、当該法人へ引き継がれることとなる職員の属する県の内部組織を定めようとするものです。

施行期日は、平成26年4月1日となっております。

298ページ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、具体的には大規模災害からの復興に関する法律に規定する同法または他の法律の規定により復興計画の策定等のために派遣された職員で、住所または居所を離れて県内に滞在することを要するものについて、災害派遣手当を支給するものです。

施行期日は、一部を除き、公布の日からとなっております。

318ページ、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例は、大学院の課程を履修する研修に派遣した職員が研修終了後の5年の在職期間を経ずに退職した場合、その研修に要した費用を県に償還させるための事項を定めるものです。



施行期日は、公布の日からとなっています。

条例に関する説明は以上です。

続きまして、その他予算外議案についてご説明を申し上げます。

「条例その他予算外議案」の目次、概要でございますが、契約等その他の議案につきましては、議第38号から議第41号までの平成26年度議案、議第128号から議第132号までの平成25年度議案と合わせまして9件ございます。うち、後ほど危機管理監が説明しますものを除きまして、総務部に関するものは、平成26年度議案1件です。

207ページ、包括外部監査契約の締結は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したいので、その議決を求めるものです。契約の目的、始期、金額、相手方は、記載のとおりです。

なお、契約の相手方の公認会計士小林氏は、外部監査選定委員会において、募集者6名のうち最高の評価点を得た者です。

続きまして、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の目次、契約等でございますが、道路整備事業に係る請負契約の締結等13件ございますが、総務部に関するものはございません。報告案件として、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、1件ございます。そのうち総務部に係るものについてご説明を申し上げます。

65ページ、奈良県税条例の一部を改正する条例の専決処分です。これは、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行うための所要の改正をするものでして、平成25年12月27日付で専決したものです。

以上が、総務部所管にかかわります付託議案等です。

なお、平成26年度予算案の主な取り組みなど予算案の資料を配付しておりますが、特に今年度新たに「平成24年度決算に係る決算審査特別委員会の要望事項に対する措置状況について」をつけさせていただいてます。後ほどごらんをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、危機管理関係の説明をさせていただきます。

まず、平成26年度当初予算案について、新規事業、重点事業を中心に申し上げます。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の75ページ、2（1）奈良県救急医療官制システム（e-MATC

H) 事業につきましては、救急搬送ルールを円滑に運用するため、e-MATCHを県内の消防本部と救急搬送病院に導入しておりますが、今後さらにルールの適切な運用を図り、救急搬送の向上に努めてまいります。

116 ページ、1 (1) 新規事業で奈良県防災対策実施計画策定事業については、今年度に見直す奈良県地域防災計画を踏まえ、県が実施する防災対策の推進を図るため、実施計画の策定を行ってまいります。

市町村地域防災計画見直し支援事業では、住民避難等について、市町村の地域防災計画の見直しを支援します。

避難所機能緊急強化補助事業では、避難所の安全性向上等の機能強化を図るため、市町村が行うポータブル非常用電源の整備等について、引き続き支援をしてまいります。

新規事業のみんなで取り組む防災活動推進事業については、この後、条例で説明いたしますが、奈良県防災の日及び防災週間において、県、市町村、関係機関等が防災訓練や啓発イベントなどを集中的に実施するため、記載のとおり市町村への補助や県主体での取り組みを行います。

安全・安心まちづくり推進事業では、地域での自主的な防犯・防災活動を推進するため、新規事業のアドバイザーのスキルアップのための研修会開催など、記載の取り組みを実施します。

117 ページ、(2) 陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業については、駐屯地の県内誘致の早期実現に向け、引き続き国への提案、要望を実施するほか、新たに国の調査に協力して、駐屯地誘致のための調査や県民向けイベントの開催を行います。

新規事業の奈良県広域防災拠点整備基本構想策定事業では、南海トラフ巨大地震等が発生した際、県内外から人的・物的支援を受け入れて被災地を迅速に支援できる広域防災拠点整備等の基本構想を策定することとしております。

120 ページ、広域消防通信システム補助事業では、消防広域化を行う37市町村による消防救急無線及び消防指令センターの整備に係る費用のうち、市町村の実負担額に対して県が2分の1補助を行い、支援を行います。

消防力強化支援事業については、災害時の消防団による初期活動の充実を図るため、市町村が行う消防団車両等の整備に対して補助を行い、計画的な整備を促進するものです。

地域防犯力の向上・強化事業では、地域の自主的な防犯活動を行う事業所を防犯サポート事業所として登録いただくとともに、地域防犯重点モデル地区事業として、地域と連携

してソフト・ハード両面から自主的な防犯対策を実施する市町村に補助を行います。

121ページ、5交通安全対策推進事業では、自主的に交通安全活動を行う事業所を交通安全サポート事業所として登録いただくとともに、飲酒運転根絶キャンペーンを実施することとしております。

予算については以上です。続いて、所管の条例案について説明を申し上げます。

まず、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち、所管分について申し上げます。「平成26年度2月県議会提出条例」の36ページ、1(1)ア製造所の設置許可申請審査手数料等の廃止ですけれども、これまで常備消防がなかった野迫川村においては、危険物に係る消防法の許認可業務を県で行ってまいりましたが、このたび野迫川村が4月1日に設立予定の新広域消防組合に加わることから、県の業務が廃止されることに伴い、奈良県手数料条例から関係する項目を削除するものです。

続いて、「条例その他予算外議案」の192ページ、奈良県地域防災活動推進条例について説明を申し上げます。192ページの目次ですけれども、前文と第1章から第5章まで、そして附則で構成しております。

192ページから193ページにかけての前文ですけれども、近年、災害に対する備えの必要性が高まってきていることを踏まえ、自助、共助、公助が一体となり、相互に連携して防災対策に取り組むことが重要であるといった旨を記述しております。また、こうした視点に立ち、条例の名称を奈良県地域防災活動推進条例しております。

193ページからの第1章総則では、条例の目的、定義、基本理念、それぞれの主体の役割、責務といったことを規定しております。特に194ページ、第3条基本理念として、防災対策は、人命を守ることを最優先するとともに、男女双方、旅行者など多様な視点に立ち、災害時要援護者への支援等に配慮しつつ実施されなければならないといった記述をしております。

195ページからの第2章災害予防対策、199ページからの第3章災害応急対策、201ページ、第4章復旧及び復興対策では、特に第2章の予防と第3章の応急に重点を置きながら、それぞれのステージごとに県民自主防災組織、事業者による防災活動と、県が市町村等と連携して実施する基本的施策について規定を設けております。この中で、特に予防対策、応急対策として、人命に直結する避難に関する取り組みなどを重視して取り上げております。

201ページ、第5章防災の日及び防災週間については、地震、水害、土砂災害の災害

の種別ごとに、これまで本県で多大な人的被害が発生した直近の日として、地震防災の日は1854年の伊賀上野地震、水害防災の日は、昭和57年の大和川大水害、土砂災害防災の日は平成23年の紀伊半島大水害を取り上げ、それぞれ防災の日を定めるとともに、これらの日を含む1週間余りの期間を防災週間として定めることとしております。これらの期間に県、市町村、関係機関等が連携・協力して、防災訓練や啓発イベントなどを集中的に行っていきたいと考えております。

附則については、施行期日を4月1日としております。

こうした県としての防災対策の基本条例に当たるものの制定は、全国では24件目となります。県地域防災計画の見直しとも相まって、申しあげましたような本県の特徴的な事項も盛り込んでおります。

条例案については以上です。続きまして、契約等その他議案について申し上げます。

206ページ、奈良県広域消防組合の公平委員会の事務を県が受託することについて、説明いたします。奈良県広域消防組合においては、法の規定により公平委員会の設置が義務づけられておりますが、このうち新組合の設立時から全体統合が完了するまでの、いわゆる移行期間にあっては、広域化の円滑な推進に向け、特に専門性の高い公平委員会の事務について、新組合より県が委託を受ける旨の規定を締結するものです。

期間については、新組合が設立される本年4月1日から、全体統合が完了する予定の平成33年3月31日までとしております。

244ページ、西和消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託の廃止について申し上げます。現在、西和消防組合の公平委員会の事務を県が受託してはいますが、本年4月1日に新組合が設立されることに伴い、西和消防本部が解散することになりますので、本年3月31日をもって当該規約を廃止するものです。245ページから247ページについても同様に、宇陀広域、中和広域、中吉野広域それぞれの消防組合の解散に伴い、現行の規約の廃止を行うこととしております。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

**○野村地域振興部長** 地域振興部所管の事業について説明いたします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の100ページ、教育振興関係です。奈良県地域教育力サミット開催事業では、地域の教育力の向上、奈良県における教育理念を検討するため、教育委員会と連携して地域教育力サミットを開催します。

いじめ防止対策推進補助事業では、私立小学校、中学校等におけるいじめの防止、早期発見のためのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を促進します。

105 ページ、私立学校経常費補助金、私立幼稚園教育経常費補助金ですが、これは私立学校と私立幼稚園の経常的経費に補助し、私学の振興を図るものです。

106 ページ、新規事業の私立学校耐震化緊急促進事業費補助金では、県内私立学校の児童生徒の安全を確保するため、校舎等の耐震補強、改築工事に県独自に補助するものです。

4 県立大学の充実です。県立大学では、対話型少人数教育制度の導入、平成27年4月からの公立大学法人への移行と、これらの取り組みに必要となる施設の整備といった県立大学改革の実現のため、県立大学改革推進事業から県立大学改修事業にかけての記載の事業を推進します。

107 ページ、奈良県立大学シニアカレッジ開催事業では、シニアに学び直しの機会を提供、地（知）の拠点整備事業では、市町村と連携して地域の課題解決を推進するなど、県立大学の地域貢献を進めます。

108 ページ、文化振興関係です。地域文化力向上では、文化振興の取り組みを一層推進するため、奈良県文化振興ビジョンの策定を目指します。

奈良らしい歴史展示推進事業では、現地解説板の設置など、県民や観光客に対して奈良の歴史文化の魅力や背景をわかりやすく伝えるための歴史展示を推進します。

来年度第3回目となりますムジークフェストなら2014開催事業は、6月14日から29日まで、新たに奈良公園春日野園地で大規模野外コンサートを行うとともに、市町村との連携コンサートも行うなど、開催地域をさらに拡大して実施します。

（仮称）奈良県大芸術祭の開催は、9月から11月までの3カ月間、県主催の芸術イベントを週末を中心に連続して開催するなど、民間団体や市町村と連携して、規模を大幅に拡大して開催します。

109 ページ、新たな文化活動チャレンジ補助金は、（仮称）奈良県大芸術祭を県全体で盛り上げていくため、新たにその開催期間中に市町村が行う文化芸術イベントに対し、手厚く補助を実施するものです。

110 ページ、史跡等整備活用補助金です。文化財を生かしたまちづくりに取り組む市町村に対し、既存の補助金に上乘せし、県単独で補助を行うものです。

新規事業の世界遺産周年記念事業ですが、奈良ドキュメント20周年記念として、奈良

ドキュメントの今後のあり方を考える国際会合とシンポジウムの開催を予定しております。

126 ページ、紀の川吉野川流域ダム群連携運用検討事業は、紀の川吉野川の流域の関係機関で構成する協議会を設置し、地域における地下水や地表水の動きを再現する水循環モデルを構築し、良好な河川流況の維持、効果的なダムの運用方法等について検討を進めるものです。

129 ページ、エネルギー関係です。エネルギービジョン推進事業のうち、新規事業の地域振興に役立つ小水力発電設備設置事業は、市町村などが実施する地域振興に役立つ小水力発電設備の整備に対し、新たに支援を行うものです。

家庭用太陽光発電設備利用効率化促進事業では、住宅用太陽光発電システムとあわせて、家庭における省エネの取り組みを支援する機器の設置を支援するものです。

家庭における自立分散型エネルギー普及促進事業では、住宅用太陽光発電システムとあわせ、蓄電池や家庭用燃料電池の設置を支援するものです。

130 ページ、分散型エネルギーインフラ推進事業では、県庁本庁舎でのガスによるコージェネレーション発電により、県庁の分庁舎など周辺の県有施設に電力と熱エネルギーを供給する仕組みの導入に向け、そのマスタープランづくりを進めるものです。

新規事業のEVを活用した飛鳥地域振興支援事業では、明日香村周辺地域における電気自動車を活用した周遊観光による地域振興に対し補助を行うものです。

この2つの事業は、金額欄記載の2月補正分について、国の補正予算等に対応するため、全額平成26年度に繰り越しをお願いするものです。

169 ページから170 ページ、県立大学地域開放施設整備事業から橿原文化会館設備等改修事業です。それぞれ県立大学、万葉文化館、美術館、文化会館、橿原文化会館において、国の基金などを活用し、記載の整備、改修事業などを実施させていただくものです。

173 ページ、市町村振興関係です。奈良県版役割分担実現事業では、奈良モデルとして推進する事業について、市町村とともに作業部会を設置し、引き続き具体的な検討を進めます。

「奈良モデル」推進補助金については、補助対象を拡大し、市町村が新たに取り組む広域連携事業の支援を行います。

新規事業の県域水道ファシリティマネジメント推進事業では、中和10市町村において、水道事業の業務の包括共同外部委託や施設の共同化の検討を進めます。

五條・吉野エリア施設共同化推進事業では、五條市と吉野3町の水道事業が抱える諸課

題を解決するため、施設共同化と用水供給事業の検討を1市3町と共同で実施します。

簡易水道の統合・共同化推進事業では、簡易水道事業の管理体制の構築を含む運営基盤の強化を図るとともに、簡易水道の統合を促進します。

174ページ、簡易水道等整備推進事業では、市町村における簡易水道等の整備に助成するもので、特に紀伊半島大水害に係る災害復旧事業については、市町村の実質負担をゼロにするものです。

新規事業の奈良県市町村財政健全化支援事業は、市町村が有する高金利の地方債の繰り上げ償還に係ります無利子貸し付けと補償金への助成措置を新たに講じ、厳しい状況にある市町村の財政の健全化を支援します。

また、活力あふれる市町村応援補助金、市町村振興資金貸付事業による支援も引き続き行います。

175ページ、市町村職員行政遂行能力向上支援事業では、市町村職員のイベント力向上のための研修などの実施、新規事業のがんばる市町村応援表彰事業では、優良な行政運営に努力している市町村や職員の顕彰や市町村の政策自慢大会の開催など、行政経営向上に取り組む市町村を支援します。

続きまして「平成25年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」について説明いたします。

2ページ、地域振興資金積立金です。これは、市町村の財政健全化に資する事業の財源とするため、25億円を地域振興基金に積み立てるものです。

3ページ、減額補正の参議院議員選挙執行費については、昨年7月に行われた参議院議員通常選挙において、立候補者数が見込みよりも少なかったことなどにより、1億7,200万円を減額するものです。

4ページ、繰越明許費補正、新規の文化会館施設整備事業です。これは、工法検討等に不測の日時を要したことにより、1,200万円の繰り越し措置をお願いするものです。

「平成26年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。1附属機関の設置について、地域振興部の所管は、(1)奈良県がんばる市町村応援表彰選考委員会です。これは、先ほどの予算で取り上げた、がんばる市町村応援表彰事業の実施に当たり、財政の健全化など著しい効果を上げた市町村を選考するために委員会を設置するものです。

知事の附属機関である製造業者向け省エネ・節電対策補助金選定審査会の名称と担任す

る事項を変更することに伴い、所要の改正をお願いするものです。

いずれも平成26年4月1日施行としております。

8ページ、奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例です。平成27年4月からの奈良県立大学の公立大学法人化に先立ち、奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会を設置するため、所要の改正をお願いするものです。平成26年4月1日施行としております。

11ページ、第3次一括法の施行に関する条例です。地域振興部所管は、3及び4で地方税法と国土利用計画法が改正されたことにより、奈良県固定資産評価審議会条例、奈良県土地利用審査会条例について、委員の定数を定めたものです。

平成26年4月1日施行としております。

36ページ、手数料条例関係です。奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち、地域振興部所管は、1(3)文化会館条例関係から(8)保健所等関係の条例までです。このうち(4)奈良県立民俗博物館条例の改正については、児童生徒に民俗博物館にたくさん来ていただきたいということで、高校生以下の観覧料を無料にするものです。(7)奈良県立大学校における授業料等に関する条例の改正は、奈良県立大学シニアカレッジを新設するため、その受講料を定めるものです。

これ以外のものについては、消費税法等の改正に伴い、(3)奈良県文化会館条例、(5)奈良県立万葉文化館条例、(6)奈良県立図書情報館条例の改正は、各館のホール等の使用料の改正を、また、(8)奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の改正は、保健所における簡易専用水道施設検査料の改定をそれぞれ行うものです。

いずれも平成26年4月1日施行としております。

最後に、「条例その他予算外議案」の208ページ、公立大学法人奈良県立大学定款の制定についてです。平成27年4月1日設立予定の公立大学法人奈良県立大学に関し、地方独立行政法人法の規定により、法人の定款を定める必要がありますので、同法第7条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○辻本南部東部振興監** 南部東部振興に係る予算案の概要について説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の135ページ、紀伊半島大水害からの復旧・復興です。復旧工事については、おおむね順調に進んでおり、ピーク時には938人おられた避難者の方々が、現在163



人まで減っております。現在、避難されている方々についても、ことしの8月末には全て帰宅可能になる見込みです。

紀伊半島大水害復旧・復興推進事業ですけれども、平成26年度は集中復旧・復興期間の最終年度に当たるということで、復旧・復興計画に基づく取り組みの進行管理を適切に行うとともに、復旧・復興シンポジウムを開催するなど、引き続き復旧・復興を着実に進めます。

ふるさと復興協力隊ですが、現在、20名を配置しており、任期が3年間となっております。平成27年度には任期が終了する方が出てきますので、引き続き任期終了後も定住するための環境整備、あるいは企業支援等を検討してまいりたいと考えております。

143ページ、新規事業のキッチンカープロジェクト推進事業は、キッチンカーを活用して、南部地域、東部地域の地域食材を活用した料理を販売するなど、県内のオーナーシェフと連携した食のプロモーションを県内外で実施します。

144ページ、南部東部地域活性化イベント開催・支援事業は、昨年11月に開催したなんゆう祭に引き続きまして、本年度も南部地域、東部地域の活性化を図るため、地元住民の方々、あるいは市町村等と協力して、ことしは秋に五條市内で大規模なイベントを開催します。また、南部・東部地域で行われるイベントを盛り上げるために、市町村等が新たに実施する前夜祭等のおもてなしプログラムの実施を支援します。

146ページ、(4)移住・定住の促進等ですが、平成26年度以降、移住を大きな柱の一つとしたいと考えております。市町村でのワンストップ窓口の設置を進めるとともに、県においては、雇用機会が少ない南部・東部地域にて、例えばデザイナー、あるいは職人等の自立した生計を営める層をターゲットとして、モデル4地域において、各地域にあわせた移住拠点のモデルプランの作成、あるいはモニター等を実施します。

また、空き家や廃校などを活用した移住者拠点施設の整備を行う市町村等に対し、補助したいと考えております。

148ページからは、南部地域・東部地域の振興です。新規事業の南部・東部振興拠点整備事業では、現在、旧耳成高校に整備中の新総合庁舎に南部東部振興課を移転し、来春以降、新たな振興拠点として活動を開始します。

150ページ、3観光・交流の促進ですが、ことし7月に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録10周年を迎えます。ゴールデンウィーク、あるいは夏休みに向けて首都圏からの誘客を進めるプロモーションとして、4月当初から東京駅でのデジタルサイネージ広

告掲示や市町村等が行う、大手旅行雑誌への特集記事掲載に対して補助します。

また、「吉野・高野・熊野の国」三県共同事業においても、三重県、和歌山県と共同した誘客プロモーション等を実施します。

「弘法大師の道」魅力発掘事業です。平成27年、来年ですけれども、高野山開創1200年を迎えることとなります。平成26年度は吉野山から高野山までの弘法大師が歩いたといわれる道の情報発信をするとともに、6月にはトレイルランニングイベントを実施します。

新規事業の自然の恵みリスタート事業は、奈良女子大学の学生からの提案をもとに、野迫川村において、地域の村民の方々、それと村外の方々が参加する田舎コン、あるいは雪まつりなどの実施を支援します。

151ページ、インターハイ開催を契機としたスポーツによる南部・東部地域の振興検討事業ですけれども、平成27年度に近畿ブロックで開催されるインターハイを契機にスポーツを核とした南部・東部地域の地域振興を進めるため、プロアスリート招聘による課題等の検討、あるいはスポーツ愛好家に向けたフォーラムを開催します。また、インターハイのフェンシング競技会場になる五條市体育館の新築、それと弓道競技の会場となります吉野町体育館の改修整備に対して補助を実施します。

新規事業のうだ・アニマルパーク施設整備事業は、来場者の方々に安全快適にアニマルパークを楽しんでいただけるように、牛舎周辺の日よけ等の整備を行います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○久保田観光局長** 観光局所管の来年度事業について、説明いたします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の27ページ、経済の活性化〔観光の振興〕です。奈良県に来られる観光客が、宿泊につながっていないという現状から脱却するための取り組みを重点的に行うこととしております。

奈良の頑張るお宿応援事業では、奈良に宿泊する観光客の増加を図るため、本県の観光振興に意欲を持って取り組む宿泊施設と連携し勉強会の開催、協働でのプロモーションなどを実施します。

頑張るお宿に泊まる旅行商品造成事業は、旅行商品の造成を図るため、地域の魅力を生かした旅行商品を企画し、旅行会社へのセールスや旅行パンフレットの作成経費の一部負担を行います。

頑張るお宿に泊まる観光情報発信事業では、積極的に観光情報を発信するため、首都圏の女性誌などの出版社とタイアップし、ファミトリップ、下見を兼ねたツアーを実施し、宿泊につながる観光情報の雑誌掲載を促します。

ユニバーサルツーリズム推進事業では、ユニバーサルツーリズムを推進するため、セミナーの開催、モニターツアーの実施、バリアフリーマップの改訂を行います。

28ページ、修学旅行コンテンツ「奈良で学ぼう」開発事業は、奈良教育大学の学生からの提案事業です。現役の教育大学生と協働し、奈良に来て奈良を学ぶことができるコンテンツを開発し、修学旅行誘致のツールとして活用することとしております。

中南和観光誘客事業は、冬の観光オフシーズン対策です。旅行会社、鉄道会社と連携し、冬のオフシーズンに首都圏から中南和地域などへの誘客を促進するため、県内各社寺の特別拝観と組み合わせた観光キャンペーンを実施します。

南部宿泊観光PR事業では、南部地域の観光誘客を促進するため、引き続き市町村が発行します、プレミアム宿泊旅行券の経費の一部に対しまして補助します。

30ページ、観光の環境整備です。

(1)案内力・説明力の向上の、耳成観光案内所運営事業では、橿原市の中和幹線沿いに昨年4月オープンした、JAならけんまほろばキッチン内、観光案内所において、中南和地域、東和地域のリアルタイムな観光案内を行うとともに、これら地域内の市町村などと連携したイベントを実施します。

奈良公園観光地域活性化特区通訳案内士等養成事業では、奈良公園観光地域活性化総合特区の区域内で、有償で通訳ガイドが行うことができる、特区通訳案内士を養成するための研修を実施します。

31ページ、多言語案内表示推進事業は、近年、増加してきた外国人観光客が県内の観光地を迷わずに、スムーズに移動できるように、必要な案内表示の現状調査を行い、改善計画を作成します。

37ページ、5にぎわいの拠点づくりのうち、(2)奈良公園です。

(仮称)「外国人観光客交流館」整備事業では、長らく宿泊施設として利用されてきた猿沢荘を外国人観光客が交流・宿泊できる施設として整備します。また、設置に向けての機運を盛り上げるために、新規事業の日本文化体験などを中心とした外国人観光客おもてなしイベントを開催します。

39ページ、(8)市町村のにぎわいづくりへの支援して、持続的観光力パワーアップ

補助金は、滞在周遊型観光の推進に向け、市町村などが行います、県内を周遊して県内で宿泊することを促進する取り組みを支援します。

40ページ、6観光情報発信のうちの(1)観光キャンペーン等による魅力の発信として、奈良まほろば館情報発信事業は、東京日本橋にある奈良まほろば館に大型ディスプレイを新たに設置し、観光・イベント情報などをビジュアルに発信します。また、物販スペースを拡充することとしており、首都圏の情報発信拠点としての取り組みを強化することとしております。

巡る奈良推進事業は、社寺等との協働事業です。巡る奈良をキーワードに、社寺の秘宝・秘仏特別開帳などテーマ性のある事業を展開することにより、滞在周遊型観光を推進します。

41ページ、(2)記紀・万葉プロジェクトの推進です。平成26年度も記紀・万葉に親しむことのできる多様な事業を展開します。

「古代歴史文化賞」連携事業は、島根県など、記紀ゆかりの県と連携して、古代歴史文化に関するすぐれた出版物を検証する事業を行い、全国的な機運の盛り上がりを図ります。

「大古事記展」開催事業は、記紀・万葉プロジェクトのこれまでの取り組みの集大成として、古事記の不思議に迫る展覧会、大古事記展をこの秋、県立美術館で開催します。

「なら記紀・万葉」シンボルイベント開催事業では、記紀・万葉に対する機運の盛り上がり継続、発展させるために、今年度から始めた第1回古事記朗唱大会に加えて、新たにこども古事記かるた大会もあわせて開催します。2つの大会を冬の奈良のオフシーズンに同時開催し、さまざまな世代の人が古事記、日本書紀をテーマに奈良に集まる仕掛けづくりを目指しております。

同様に全国高校生歴史フォーラム開催事業は、全国の高校の歴史クラブなどで活動する高校生を奈良県に招き、研究発表を競うフォーラムを開催します。

「全国観光ボランティアガイド記紀サミット」開催事業は、全国各地で活躍する観光ボランティアガイドが、こちらも奈良県に集まり、地域の歴史を活用したガイド活動などをテーマに研さんを行っていただきます。

43ページ、8外国人観光客に対する取り組みです。外国人観光客誘致戦略新市場開拓キャンペーンでは、本年1月にベトナムフート省と友好関係の発展に向けた覚書を締結したところですが、観光分野での交流を進めるため、ベトナムに向けた観光プロモーションを実施します。

外国人奈良宿泊促進事業では、海外からの個人旅行客の誘客を促進し、かつ中小旅行会社の販路を拡大するために、農業体験など新たな外国人観光客向けの観光素材を開発します。

44ページ、9MICE（コンベンション、研修旅行、見本市・展示会等）の誘致です。国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター支援事業では、平成24年12月に奈良に誘致した国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センターの運営経費の一部を支援します。

観光統計グローバルフォーラム等開催事業では、ことし11月に奈良県で開催いたしますOECD観光統計グローバルフォーラム及び、引き続いてのUNWTO観光スペシャルワークショップについて、観光庁などとともに開催を支援します。このうちOECD観光統計グローバルフォーラムがヨーロッパ以外の都市で開催されるのは、今回が初めてとなります。

奈良へのコンベンション誘致強化事業は、コンベンションなどの開催経費やシャトルバスの運行経費に対する補助を行います。宿泊を伴うコンベンションを行おうとする主催者が、事前に奈良を視察する際の経費の一部も今回新たに補助の対象とします。

南部地域会議等開催支援事業は、宿泊客の誘致を推進するため、南部地域での各種会議の開催を支援します。紀伊半島大水害の直後から継続して実施している事業です。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○江南健康福祉部長** 2月定例県議会提出議案のうち、健康福祉部の平成26年度当初予算、並びに平成25年度2月補正予算の概要について、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」により、説明いたします。

70ページ、くらしの向上[健康づくりの推進]について1健康長寿日本一への取組推進のなら健康長寿基本計画推進事業については、まほろば健康パークの整備にあわせて、家族連れや高齢者が楽しめる健康イベントを実施します。

健康寿命を延長する取組推進モデル事業は、健康寿命延長に寄与する健康行動、例えばがん検診の受診率向上に向けての効果的な対策等について、数市町村でモデル的に実施するものです。

「スマホ」を活用した健康づくり取組検討事業は、山間部の高齢者の健康づくりを支援するため、携帯端末を活用した取り組み方法について検討するものです。

健康ステーション設置促進事業は、現在、近鉄百貨店樫原店に開設しておりますが、平成26年度においては、さらに王寺町内に開設を行う予定です。

食育推進事業は、新たに高血圧、脳卒中の予防に有効な減塩食生活の実践を図るために、なら減塩健康食プロジェクトとして、専門家を交えた効果的な普及啓発を検討します。

71ページ、後期高齢者医療広域連合機能強化支援事業は、後期高齢者医療広域連合との協働により、健康づくりの取り組みを推進するものです。

次に、2がん予防の推進のがん検診推進事業は、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議を中心にして、がん検診の受診率向上のための普及啓発の取り組みを行うものです。

84ページ、くらしの向上[福祉の充実]についてです。1障害者支援の充実(1)障害者の生活の質の向上の発達障害者支援事業は、引き続き発達障害支援センターを運営し、相談支援、発達支援、あるいは就労支援等を実施するとともに、新たに同センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置しました。障害福祉サービス事業所等における困難事例への対応を支援するなど、その強化を図ってまいります。

85ページ、障害者福祉施設整備事業については、障害者の就労支援や生活介護の場を整備するために、平成26年度当初予算において、1施設の大規模修繕、12施設のスプリングラー整備、また、平成25年度2月補正予算として、3施設の創設、1施設の改築に対して補助を行うものです。

障害者グループホーム等整備事業は、障害者の住まいの場を確保するため、平成26年度当初予算において、2施設の創設、1施設の改修、また、平成25年度2月補正予算として、2施設の創設、1施設の大規模修繕に対して補助を行うものです。

県立障害福祉施設建替整備事業は、登美学園と筒井寮を一体的に建てかえ整備を行うために、平成26年度においては、建設予定地の地質調査をはじめ、不要施設の撤去等を行うものです。

86ページ、(2)障害者の就労と社会参加の促進のなら障害者「はたらく」推進事業は、引き続き特別支援学校の新卒者、また、障害福祉サービス事業所利用者の就労支援に取り組むとともに、新たに本年2月に設置した、障害者はたらく応援団ならを運営し、職場実習の受け入れ拡大等を図るなど、障害者雇用を推進するものです。

心身障害者福祉センター施設整備事業で、障害者スポーツの拠点施設である同センターの施設整備を行い、日常的にスポーツを楽しめる環境を整えるとともに、利用者等の安全性の確保を図るために、このたび耐震改修工事を行おうとするものです。

次に、(3) 障害者の安心の確保の奈良県障害者計画策定事業は、平成22年3月に策定した現行の計画の見直しを行うとともに、同計画の策定とあわせて、障害者施策の基本的な方向性をはじめ、障害者差別の解消に関する施策等を規定する、障害者に関する条例の制定に向け検討を進めます。

87ページ、2 高齢者支援の充実 (1) 生きがいくりの推進の高齢者スポーツ文化交流大会開催事業です。健康寿命日本一を目指し、高齢者のスポーツ活動、文化活動の励みや発表の場として開催を行うものです。

88ページ、(2) 介護保険制度の着実な運営・介護人材の確保の第6期介護保険事業支援計画策定事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画を策定するために、計画策定委員会の開催等を行うものです。

特別養護老人ホームの整備は、平成25年度に整備を決定した3施設、130床の整備に対し、補助を行うものです。

介護基盤緊急整備等特別対策事業、また、施設開設準備経費助成特別対策事業は、いずれも基金事業として、実施期間が延長されたことに伴い、それぞれ介護保険サービス施設の創設等に対する補助、あるいは介護老人福祉施設等の円滑な開設のための準備に要する経費に対し、補助を行うものです。

89ページ、介護事業者支援事業は、平成27年4月からの介護保険制度の改正に対応するために、制度運用に必要な管理システムの改修を2月補正予算及び平成26年度当初予算において、順次、改修を実施するものです。

福祉・介護人材育成定着緊急支援事業は、福祉人材の確保に向け、潜在的有資格者の発掘・再就労を促す支援を行うとともに、新規採用者を抱える事業所に対し、研修計画の策定支援を行うなど、人材の定着を図ってまいります。

3 地域包括ケアシステムの構築で、「健康長寿まちづくり検討会議」運営事業については、知事をトップとした同検討会議において、外部有識者の意見も聞きながら地域包括ケアシステムの構築について、部局横断的な検討を行うものです。

地域包括ケアシステム構築支援事業は、庁内に地域包括ケア推進支援チームを編成をします。そして、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な市町村及び地域包括支援センターの取り組みを支援するものです。

90ページ、地域で暮らし続けるための仕組みづくり事業は、五條市大塔地区、十津川

村において、両市村が行います高齢者が生きがいを持って住みなれた地域で暮らし続けるための仕組みづくりを支援するものです。

認知症にかかる医療体制の充実強化事業は、国のオレンジプランに沿って、認知症サポート医の養成拡充等を実施します。そして、認知症のご本人、ご家族への支援体制の強化を図るものです。

91ページ、4総合的な福祉の推進の新たな地域の絆づくり事業は、地域のつながりが希薄化する中で、例えば孤立死などの地域の既存の福祉施設、福祉施策だけでは対処し切れないような地域の課題に対し、住民行政、事業者などの連携による地域で支える体制づくりや、地域福祉を担う人材の育成を行いながら、モデル地区での取り組みを支援しようとするものです。

生活困窮者自立支援対策事業は、平成27年4月に施行されます、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向け、県福祉事務所における生活困窮者への支援体制の検討整備を行うなどのモデル事業を実施するものです。

生活保護費の支給については、就労自立支援金の創設、消費税率の引き上げに伴います生活保護基準の改定等に加え、受給者数の増加が見込まれること等を踏まえ、所要の金額を計上しております。

生活保護受給者チャレンジサポート事業は、生活保護受給者の就労の支援を行うために、福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、生活保護世帯の子どもに対する支援として、高校就学支援員の配置並びに中学生に対する生活面、学習面の支援を実施するものです。

緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、平成25年度2月補正予算として、生活困窮者等が安心して生活を送れるように、生活、就労、住宅等に関する必要な支援を行うため、基金の積み増しを行うものです。

92ページ、5医療保険制度の円滑な運用の国民健康保険基盤安定化事業、また、後期高齢者医療保険基盤安定化事業は、国保及び後期高齢者医療における低所得者への保険料の軽減分等に係る負担金として計上するものです。平成26年度からの社会保障制度改革プログラム法に基づき、軽減対象者が拡大されるために、所要の金額を計上しております。

後期高齢者医療財政安定化基金事業については、保険料の収納リスクや見込み以上の医療給付費の増加に対応するため、国、県、そして広域連合が同額を県の基金に積み立てるものです。なお、積立額は条例で定める拠出率によって算定しますが、今回の県議会に上程をしております改正条例案に基づき、所要額を計上しています。



6 福祉医療対策の推進、子ども医療費助成事業、心身障害者医療費助成事業、また、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業は、いわゆる福祉医療制度に係る経費です。なお、子ども医療費助成事業に関しては、小学生、中学生の入院に対し、医療費助成を、平成26年度から新たに拡大をする形になっています。

なお、ただいま説明した主要事業のうち、基金積立金、そしてシステム改修を除く金額欄記載の2月補正分については、国の補正予算等に対応するために全額、平成26年度に繰り越しをしたいと考えております。

以上が、健康福祉部に係ります平成26年度当初予算、平成25年度2月補正予算の主要事業の概要です。

続いて、平成25年度2月補正予算案（追加提案分）で概要を説明いたします。

2ページ、増額補正です。後期高齢者医療給付事業は、1人当たりの医療費が増加したことなどにより、所要額を計上するものです。

介護保険財政安定化基金貸付事業は、市町村の介護保険特別会計の収支不足に対し、財政安定化基金から貸し付けを行うものです。今回は、山添村に対して、貸し付けを行うものです。

国庫返還金では、事業実施期間満了に伴う基金残余の国庫返還金のうち、障害者自立支援対策等臨時特例基金については、障害者及び障害児が自立した日常生活、あるいは社会生活を営むことができるように、障害者自立支援基盤整備事業等の財源に充当してまいりましたが、平成25年12月31日をもって廃止されたことに伴い、基金解散時における基金残高を国庫に返還するものです。また、国庫返還金の過年度に受け入れた生活保護費国庫負担金の精算は、平成24年度に受け入れました生活保護事業等に係る国庫負担金について、支払い実績に基づき精算を行い、受け入れ済み額との差額を国に返還するものです。

3ページ、減額補正についてです。国民健康保険基盤安定化事業、また、後期高齢者医療保険基盤安定化事業の2つの事業は、いずれも保険料軽減の対象者数が見込みを下回ったことにより、減額を行うものです。

4ページ、繰越明許費補正の新規です。老人福祉施設整備事業は、特別養護老人ホームの創設に対し、補助をするものですが、3施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

介護基盤緊急整備等特別対策事業は、地域密着型の介護保険サービス施設の創設等に対

する単市補助を行うものですが、3施設におきまして事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

6ページ、変更ですが、障害者グループホーム等整備事業について、障害者グループホーム等の施設整備に対し補助するもので、事業主体のおくれにより繰越額の変更を行うものです。

以上が健康福祉部に係る平成25年度2月補正予算、追加提案分の概要です。

「平成26年2月県議会提出条例」の10ページ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。いわゆる第3次一括法に係るものです。

11ページのうち健康福祉部が所管しますものは、5奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部改正です。これは、介護保険法が改正されたことに伴い、要介護認定等の処分に対する審査請求事件を取り扱います、合議体であります同審査会の委員の定数について、都道府県条例で定めることになりました。これに伴い、委員の定数をこれまでと同様の3名とするとともに、条例の題名に等を加え、奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数等を定める条例に改称するために、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表については、17ページ記載のとおりです。

193ページ、奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例です。平成26年4月1日より、奈良県総合リハビリテーションセンターの医療部門が、地方独立行政法人奈良県立病院機構に組織されることに伴い、医療部門を除いた福祉部門において、引き続き障害者に対する指導、訓練等の総合的な支援を行うため、名称を奈良県障害者総合支援センターに改称するとともに、医療部門に関する条項を削除する等、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表については、195ページから200ページに記載のとおりです。

201ページ、奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、いわゆる障害者総合支援法の改正に伴い、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護と共同生活援助の一元化、障害程度区分から障害支援区分への見直し等について、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表につきましては、202ページから245ページに記載のとおりです。

246ページ、奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。これも、いわゆる障害者総合支援法の改正に伴うものでし

て、自立訓練や生活訓練事業所における職員の配置基準の変更、障害程度区分から障害支援区分への見直し等について、所要の改正を行おうとするものでございます。新旧対照表については、247ページから249ページに記載のとおりです。

250ページは、奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例についてです。平成26年度、平成27年度において、後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金に係る割合を定めるため、所要の改正をしようとするものです。割合については、資料に記載のとおり、現行の1万分の9から、10万分の44に改定するものです。新旧対照表については、251ページに記載のとおりです。

300ページ、奈良県介護基盤緊急整備等支援基金条例の一部を改正する条例です。この条例については、302ページ、奈良県介護職員処遇改善等支援基金条例の一部を改正する条例とあわせて説明いたします。

この2つの条例に関し、今般成立した国の好循環実現のための経済対策に係る補正予算により、当該基金を充当する事業の実施期間が、平成26年度末まで1年間延長されたことに伴い、条例の有効期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表については、それぞれ301ページ、303ページに記載のとおりです。

以上が、健康福祉部に係ります2月定例県議会提出条例の概要です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西岡こども・女性局長** こども・女性局に係る説明いたします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の54ページ、経済の活性化[雇用対策の推進]4女性の就労支援の保育士確保対策事業については、今後の保育ニーズの増大に対応するため、保育士の確保とその資質の向上を図るものです。具体的には、保育士人材バンクに就職支援コーディネーターを配置し、保育士資格を持ちながら保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の就職を支援するほか、保育士の専門性向上のための研修や保育士の定着促進のための施設長に対する研修、子育てを経験した女性の保育士資格取得を支援するための研修の実施などに取り組んでまいります。

女性の起業支援事業については、女性の起業家を養成するセミナーや、起業に関する相談会を開催し、女性の起業を支援するものです。

5ワーク・ライフ・バランスの推進の、少子化対策研究事業については、少子化対策や

女性のワーク・ライフ・バランス推進のために必要な施策について、調査、研究を行うものです。

ワーク・ライフ・バランス推進事業については、県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを支援するため、実践的なセミナーを開催するとともに、企業が開催する研修に講師を派遣するもので、女性が働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

55 ページ、女性の活躍推進事業については、女性の育児負担の軽減と就労促進に向け、男性の積極的な育児への参加を促進するフォーラムを開催するものです。

94 ページ、くらしの向上〔こども・女性支援の充実〕の1こどもへの支援の充実

(1) 子育て支援の充実の次世代育成支援対策推進事業については、引き続き奈良県こども・子育て応援県民会議と連携し、地域での応援活動を推進するほか、新たに結婚と子育てを応援する6つの事業に取り組むなど、市町村と連携し地域の子育て支援の充実等に取り組めます。このような取り組みにより、全ての県民が子どもを大切に思い、結婚や子育てを応援する奈良県づくりを推進してまいります。

子ども・子育て支援事業支援計画策定事業については、子ども・子育て支援法に基づき、奈良県子ども・子育て支援推進会議での審議を経て、平成27年度からの5年間の計画を策定するものです。

95 ページ、安心子育て支援対策事業については、待機児童の解消を進めるため、民間保育所の新設、増設等に要する経費を、また、保育対策等促進事業費補助については、延長保育などの多様な保育ニーズに対応するための経費を、それぞれ市町村に対し助成するものです。

96 ページ、認定こども園事業費補助については、民間の保育所型認定こども園における幼稚園機能部分を運営する経費に対して助成するものです。

放課後児童健全育成事業費補助、また、放課後児童クラブ施設整備費補助については、放課後児童クラブの運営、施設の創設、改修に要する経費を助成するものです。

97 ページ、ひとり親家庭等実態調査については、県内のひとり親家庭の生活実態やニーズ等を把握し、平成27年度に策定する（仮称）奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン、第3次プランですが、に反映するため、アンケート調査を実施するものです。

ひとり親家庭の子ども「心と学び」のサポート事業については、ひとり親家庭の子どもの心のケアと、学習支援を目的として、子どもの交流会や学生ボランティアによります学

習サポート等を実施するものです。

次に（２）児童虐待対策の充実の児童虐待防止推進事業については、虐待相談の実態把握や要因分析を行うとともに、市町村が行う事業等への支援など、児童虐待の防止に向けました各種の取り組みを実施するものです。

９８ページ、家族再統合支援事業については、児童虐待により親子が分離した後、再び家族がともに生活できる環境を整えるため、保護者に対して支援プログラムを実施するものです。

児童養護施設等児童保護措置費については、児童養護施設や乳児院に入所した要保護児童等の保護に係る経費を負担するものです。

高田こども家庭相談センター本館整備工事については、同センターにおける利用者の利便性の向上、相談環境の改善を図るため、施設の一部改修を行うものです。

９９ページ（２）女性相談保護対策の推進の女性相談対策事業については、暴力被害女性の保護、要保護女子の支援を目的として、相談、一時保護を行うとともに、経済的、社会的、または家庭的に不安や悩みを抱える女性の一般相談を行うものです。

以上がこども・女性局に係る平成２６年度当初予算、平成２５年度２月補正予算の主要事業の概要です。

続いて、「平成２５年度２月補正予算案（追加提案分）の概要」の２ページ、増額補正についてです。子ども・子育て支援新制度準備事業については、新制度における給付、確認に係るシステム開発に要する経費について、市町村に対し助成を行うものですが、この経費が当初の見込みを上回ることとなったため、安心こども基金を活用し、追加配分を行うための所要額を計上するものです。

３ページ、減額補正です。児童手当負担金については、児童手当の一部を県が負担するものですが、支給対象となる児童数が見込みを下回りましたことにより減額するものです。

４ページ、繰越明許費補正、新規です。安心子育て支援対策事業については、民間保育所の創設、増築等に要する経費を市町村に対し助成を行うものですが、事業主体のおくれによる繰り越しを行うものです。

子ども・子育て支援新制度準備事業については、先ほどの増額補正と同様、新制度に係るシステム開発経費を市町村に対し助成するものですが、事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。以上が、２月補正追加提案分の概要です。

続いて、「平成２６年２月県議会提出条例」の１ページ、奈良県附属機関に関する条例

の一部を改正する条例について、こども・女性局が所管するものは、(2) 奈良県子どもを虐待から守る審議会についてです。児童虐待防止への対応として、本県では、平成22年3月に桜井市で発生した児童虐待死亡事例の検証結果に基づき、奈良県児童虐待防止アクションプランを策定し、県並びに市町村を実施主体として具体的な取り組みを進めてまいりました。

このアクションプランの取り組み期間が今年度で終了することから、平成26年度からの3年間を取り組み期間としてアクションプランの改訂を予定しているところです。この改訂を契機に、今後県内で発生する児童虐待事例等の検証及び児童虐待防止に係る施策の推進に関する事項について、調査、審議する審議会を設置しようとするものです。新旧対照表については、3ページに記載のとおりです。

36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例で、こども・女性局が所管するのは(1) オ保育士試験全部免除申請手数料の新設についてです。平成27年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度において、新たな幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格が必要となります。また、これには5年間の経過措置期間が設けられておりますが、この期間中、終了までに両方の免許、資格の所持を促進していく必要があります。このたび、児童福祉法施行規則が改正され、一定機関の勤務年数等、厚生労働大臣が定める基準に該当する方については、保育士試験の全てを免除することができる規定が新たに追加されたところです。また、これに伴い、保育士試験の全部免除の申請に対する審査手数料が新たに定められることとなったところです。このため、奈良県においてもこうした国の改正に準じて所要の改正をしようとするものです。新旧対照表については、83ページに記載のとおりです。

304ページ、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。このたび、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する厚生労働省令が改正され、保育士の数の算定について、保健師または看護師を保育士とみなすことができる保育所の要件が、これまで乳児6人以上を入所させる保育所から、乳児4人以上を入所させる保育所に緩和されたところです。本県においても、保育所における乳児の受け入れがふえる中、体調不良児等への適切な対応を図る観点から、この緩和により看護師等の配置が促進され、安心して乳児を育てることができる環境づくりにつながることなどの効果が期待されます。このため、このたびの省令改正に準じて、所要の改正をしようとするもので

す。新旧対照表については、305ページに記載のとおりです。

以上がこども・女性局に係ります2月定例県議会提出条例の概要です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○高城医療政策部長** 医療政策部の所管の案件についてご説明申し上げます。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の18ページ、漢方のメッカ推進プロジェクト事業は、奈良県にゆかりの深い漢方について、薬用作物の生産、製造、販売、関連サービスの創出等を総合的に推進するもので、大和生薬の品質の数値化、薬効研究などなどを取り組んでまいります。

70ページ、新規事業マイ健康カード導入検討事業は、病院等の蓄積情報や、データを健康づくりや医療機関で活用するマイ健康カードの導入に向けて検討を行うものです。新規事業薬局を活用した健康情報拠点推進事業は、セルフメディケーションに関する健康相談窓口の設置など薬局を地域に密着した健康情報拠点とするための取り組みを目的に行うものです。

3こころの健康づくりの推進では、71ページから72ページに記載の事業を実施してまいります。

73ページ、くらしの向上[医療の充実]、1高度医療の確保・充実につきまして簡単にご説明します。平成26年4月に地方独立行政法人奈良県病院機構を新たに設立しまして、奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、奈良県総合リハビリセンター、看護専門学校及び教育研修センター、この5つの組織を一体的に経営し、患者、県民に親切な医療を提供できるように職員を育て、地域の医療機関と連携し、本県の医療レベルの向上、貢献するための財政支援を行うものです。奈良県総合医療センター建替整備事業においては、高度医療拠点病院として奈良県総合医療センターの移転整備を進めるための建築工事、造成工事、各種調査業務等を実施します。また、(2)地方独立行政法人奈良県県立病院機構の運営支援等では、運営交付金の交付や整備に対する貸付等を行ってまいります。

74ページ、西和医療センターの今後のあり方検討事業では、西和医療センター基本構想の具体化に向けた病院移設規模などを検討します。(4)県立病院の運営の病院事業費特別会計への補助金では、高度医療、救急医療の確保など県立病院の運営経費の一部に対し補助を行い、合わせて県立奈良三室病院が、平成26年4月に地方独立行政法人へ円滑に移行するために必要な経費に対し補助を行います。(5)公立大学法人奈良県立医科大学の運営支援等では、運営費交付金の交付、平成25年度からの第2期中期目標の達成に

向けた取り組みへの補助、県立医科大学教育研究部門の移転及び附属病院の再整備に係る中長期的な施設整備のビジョンについて検討を行ってまいります。

75 ページ、2 救急・周産期医療体制の構築、(1) 救急医療体制の充実では、こちらでは、救急患者が迅速に適切な救急医療が受けられることができるようにドクターヘリ導入検討事業など記載の事業を実施します。(2) 周産期医療体制の充実では、県民の皆様が安心して出産いただける体制づくりを進める一環として記載の事業を行います。

76 ページ、新規事業で周産期救急患者受入体制強化事業では、周産期救急患者の受け入れに関する、搬送コーディネーターを設置します。(3) 災害体制の充実では、医療施設の防火対策を促進するため、新規事業の医療施設防災対策推進事業において、記載の対象施設にスプリンクラーなどの整備に関する財政支援を行います。なお、2月補正分のこの事業については、国補正予算等に対応するため全額を平成26年度に繰り越しいたします。

3 医師・看護師の確保 (1) 医師の確保は、医療の需給状況を正しく分析し、医師の偏在を解消するため記載の事業を実施します。新規事業の地域医療センター事業においては、地域医療を担う医師の確保対策促進促進などを担う地域医療支援センターを設置し、キャリア形成、公立・公的医療機関への適正な配置などを行い、医療審議会地域医療部会を開催していきたいと考えております。

77 ページ、医師配置システムの運営では、県立医科大学に設置した地域医療学講座において、地域医療学を担う医師のキャリアパスの構築等を行い、合わせて県立医大医師派遣センターの医師派遣・配置実績を評価するための新規事業、医師配置評価委員会の運営を行います。また、新規事業の女性医師復職応援事業では、出産や育児等で医療現場を離れた女性医師のための復職研修を実施する病院に対し補助を行います。(2) 看護師の確保では、離職防止、新規就業者の増加、復職支援を3つの柱として記載の事業を実施します。

79 ページ、4 地域医療連携体制の構築です。必要な医療を適切に受けられる体制をつくるためには、地域の医療機関が役割を分担し、連携しまして医療を提供することが必要となります。そこで、(1) 南和地域の医療提供体制の充実のほか、奈良県保健師ネットワーク強化推進事業、奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業など、79 ページから80 ページに記載の事業を実施します。

80 ページ、(3) がん対策の推進では、全ての県民が切れ目のない質の高いがん医療



を受けることができる体制を整備するために、ならのがん地域医療連携事業など記載の事業を総合的に実施します。

81ページ(4) 難病対策の充実では、記載の事業を継続実施し、充実を図ります。5へき地医療体制の充実では、県土の7割を占めるへき地の医療について、引き続き、医師、看護師の確保に努めてまいります。

82ページ、6健康に関する危機管理対策では、石綿ばく露健康リスク調査事業において、環境省の委託を受けて、石綿ばく露の可能性のある県民を対象に胸部エックス線などを行います。新規事業の風疹予防対策事業におきましては、成人で風疹の予防接種が必要な方を抽出するための抗体検査を実施します。このほか、(2)医薬品対策等の充実、7母子保健の充実、また8精神保健の充実など、82ページから83ページにかけて記載の事業を実施してその充実を図ってまいります。

くらしの向上[医療の充実]については、以上となります。

87ページ、精神障害者医療費助成事業は昨年実施したアンケート調査結果などの検討を経まして、これまでの精神科通院医療費助成に加え、精神保健福祉手帳1級、2級所持者に対し、入院、通院ともに全ての診療科の医療費助成を行うものです。平成26年度当初予算案の概要及び平成25年度2月補正予算案の概要につきましての説明は以上です。

「平成25年度2月補正予算案(追加提案分)」の概要」の2ページ、増額補正です。自殺対策緊急強化基金積立金は、自殺対策を緊急に強化するため基金の積み増しを行うものです。国庫返還金は、事業実施期間満了に伴う基金残余を返還するものですが、このうち、医療政策部に関係するものは、子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金及び妊婦健康診査支援基金です。

4ページ、繰越明許費補正の新規のうち、医療政策部にかかわるものについては、災害対応医療施設整備補助事業、県立奈良病院建替整備事業でございます。繰越理由は、記載のとおりです。

8ページ、2平成25年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案(第2号)、繰越明許費補正、新規ですが、これは、県立医科大学において方法検討などに不測の日時を要したものです。

医療政策部所管の「平成25年度2月補正予算案(追加提出分)の概要」については以上となります。

医療政策部に係る条例について、「平成26年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良

県附属機関に関する条例の一部を改正する条例は、知事の附属機関として13機関が設置されるなどのために所要の改正が行われるものでして、医療政策部にかかわるものについては、1附属機関の設置（3）奈良県医師配置評価委員会で、施行日は平成26年4月1日になっております。

36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例は、使用料及び手数料を見直し、その価格の改定などを行うものです。医療政策部にかかわるものとしては、37ページから38ページの（8）から（12）まで、消費税改正等に伴う改正を行うもので、施行日は平成26年4月1日としております。

252ページ、奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い関係規定の整備等を行うもので、施行日は平成26年の4月1日となっております。

255ページ、地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例は、地方独立法人奈良県立病院機構の設立に伴い、関係する1の（1）から（6）までに記載の6条例について所要の改正をするものです。施行日は平成26年4月1日となっております。

次に、306ページ、奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例は、それぞれの修学資金の利息を付す期間を貸与期間に限定するという改正を行うもので、施行は公布の日としております。

310ページ、奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例で、国の地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領の改正に伴い、基金の有効期限を1年間延長するもので、施行日は公布の日としております。

条例の関係は以上となります。「条例その他予算外概案」の217ページ、議第41号公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の許可についてで、消費税の改定に伴い、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更について議決を求めるものです。

地方独立行政法人奈良県立病院機構中期目標についてご説明申し上げます。この中期目標ですけれども、平成26年4月以降発足する法人に対し、達成すべき業務運営の目標を県から指示するというものです。

3ページに基本的な考え方を示しております。患者、県民に親切的な医療が提供できるよう職員を育て、地域の医療機関と連携し、奈良県の医療レベルの向上に貢献することを県

は法人に求めているところです。概念図がありますけれども、患者、県民を下から職員が支えるというものをあらわしています。患者の観点からは患者にとって最適な医療の提供、県民の観点からは県民の健康維持への貢献、職員の観点から最高レベルの医と医の心と技を持った人材の確保育成、こちらに取り組み、その基盤として自立した経営を加え、中期目標の柱立てとしてしているところです。県から指示のあるこの目標を受けて、法人は目標を達成するための具体的な計画として中期計画を策定することとなっております。

なお、その中期計画については、現時点では、法人は設立されておられませんので、平成26年4月の法人設立後に法人から県へ提出していただき、県が知事専決処分により認可を行い、6月議会において報告をさせていただく予定となっております。契約等のうち、当初提出分についての説明は以上となります。

「平成25年度一般会計特別会計予算案その他（追加提出分）」の、29ページ、議第144号、権利の放棄です。債務者が自己破産の免責許可の決定を受けたことによるものです。

医療政策部所管の2月議会提出議案は以上です。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮木委員長 説明の途中ですが、一旦休憩し、午後1時15分より引き続き説明を受けます。

しばらく休憩します。

12：16分 休憩

13：18分 再開

○宮木委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、くらし創造部長兼景観・環境局長から順に説明をお願いします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 2月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部及び景観・観光局に関係する議案について説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」により、新規事業を中心に説明いたします。

101ページくらしの向上[学びの支援]の1地域の教育力の充実(1)規範意識・社会性の向上として、フィルタリングサービス利用促進事業です。昨年7月、奈良県青少年の健全育成に関する条例を改正し、同年10月から施行したところですが、その周知徹底をさらに充実させるため、保護者等を対象に啓発チラシの作成、配布を行います。野外活

動センター自然・食文化体験事業では、自然体験、食文化体験の参加型イベントを開催し、野外活動の魅力をPRします。野外活動センター施設整備事業では、これまで宿泊環境や食事環境の充実を図ってきましたが、さらに機能を充実させ、利用者の満足度を高めるため、多目的ホールのリニューアルなど記載の整備を実施しています。なお、財源としては、1億2,100万円余のうち1億1,100万円余については、地域経済活性化基金を活用します。

102ページ、(3)体力の向上として、大学生による幼児スポーツ教室については、身体諸機能の発達において、非常に大切な時期であると言われている4歳から6歳ごろの幼児期から、運動習慣を身につけられるよう、幼児を対象としたスポーツ教室を実施します。これについては、奈良教育大学生提案事業として協働で実施します。

112ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕として、1 トップアスリート・スポーツ指導者の育成では、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みとして、キャンプ地招致準備事業では、奈良県へのキャンプ地招致を実現するための調査、検討を行うとともに、今後のスポーツ合宿の招致にもつなげていきたいと考えております。トップアスリート育成検討事業では、トップアスリートや指導者の育成方法について研究します。地域トレーニングセンター機能整備検討事業では、競技力の強化やスポーツ医科学の研究、県民の健康づくり、体力づくりの拠点となる施設として、地域トレーニングセンターの基本構想を策定します。2 スポーツイベントの充実、奈良マラソン開催支援事業では、引き続き開催の支援を行います。なお、今回は第5回の記念大会ですので、定員を1万人から1万2,000人に増員し、県民特別枠として2,000人を新設したいと考えております。また、記念イベントの開催など、記念大会としての充実を考えております。バトンをつなげ！400メートルリレーフェスティバル支援事業では、小学生から高齢者まで多世代に渡り、地域、職域、学校、家族など多くの方がともに楽しめる全国的にも目新しい400メートルリレー大会を開催いたします。また、トップアスリートによるドリームチームの参加を予定しています。

113ページ、サイクルスポーツイベント支援事業では、県南部、東部地域の地勢や自然環境などを生かしたサイクルスポーツイベントとして、ツアー・オブ・奈良・まほろばなどの記載の事業について今年度に引き続き開催の支援します。また、新たに紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産10周年を記念する紀伊半島三県の共同事業として、霊場や観光スポットを自転車でめぐるフォトラリーを開催します。アウトドアスポーツ開催事業では、

県南部、東部地域の活性化とエコツーリズムの醸成を目指し、海や川から山へと地力で進む中で自然の循環を体験し、自然の大切さについて考える環境スポーツイベント、シー・トゥー・サミット&環境フェスティバルの平成27年度以降の開催に向けた検討を行います。プロスポーツ観戦機会創出事業については、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツを始めるきっかけになることを目指し、プロ野球のオリックスバファローズやプロバスケットボールのバンビシャス奈良のホームゲームにおいて、子どもたちの観戦機会を創出します。スポーツによる地域振興事業では、プロスポーツを活用し、大相撲幕内優勝力士に知事賞を贈呈するとともに、県特産品を贈呈することで県特産品のPRを行います。また、プロバスケットボールチームのユニホームにPRロゴを入れることで全国各地で行われる試合会場での奈良県のPRを行います。

114ページ、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくりでは、総合型地域スポーツクラブの普及、充実を図る事業のうち新たに総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業として、学校と総合型地域スポーツクラブとの交流事業や、指導者の学校部活動への派遣を行います。

115ページ、アリーナ整備検討事業では、全国大会規模の競技大会やコンサート、コンベンションなど多目的な利用も可能なアリーナの基本構想の策定に取り組みます。佐藤薬品スタジアム整備事業（ネーミングライツ）及び、佐藤薬品スタジアムトイレ整備事業では、ネーミングライツ、命名権料や地域経済活性化基金を活用して記載の整備や改修を行い、利用者の快適性の向上を高めます。また、明日香庭球場施設整備事業では、地域経済活性化基金を活用し、平成27年度に開催される全国高校総体、いわゆるインターハイの開催及びスポーツ合宿等の誘致に向けてクラブハウスの新築やテニスコートの整備を行います。

122ページ、6食の安全・安心の確保として、消費者行政活性化基金積立金及び消費者行政強化・活性化事業については、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算による国の基金の上積み及び運用期間延長に伴い、県においても、平成25年度2月補正予算及び平成26年度当初予算により基金への積み増しを行い、この基金を活用し、消費者教育の推進及び市町村の消費生活相談窓口整備整備のための助成や消費生活相談員の派遣などの人的支援を実施します。

123ページ、くらしの向上〔景観・環境の保全と創造〕では、1奈良の彩りづくりの推進として、四季を通じて彩り豊かな植栽景観を向上させるため、今年度策定する奈良県

植栽計画の具体化として実施する主な取り組みについて、関係各課が実施する事業を掲載しております。その中で景観・環境局の主な取り組みとしては、奈良の彩りづくり植栽計画推進事業では、奈良県植栽計画をさらに充実させるための追加エリアの整備計画等を作成します。植栽整備推進補助金、植栽協働管理推進事業、さらに植栽景観向上支援事業では、植栽計画のエリア内において植栽景観の向上に取り組む市町村、地元団体等を支援することとしており、その経費を計上しております。

このほかにも、124ページの植栽等による大和三山魅力向上事業では、万葉の森のエントランス整備等、歴史的風土保全買入事業及び歴史的風土保存買入地での植栽、遊歩道等の整備などの事業を実施します。

125ページ、3きれいでくらしやすい生活環境の創造です。きれいに暮らす生活スタイル推進事業では、環境負荷の低い生活スタイルを「(仮称)きれいにくらし生活スタイル」として確立し、行動計画を作成するとともに、その普及のためのシンポジウムを開催します。

126ページ、健康リスク調査受診勧奨事業は、アスベストに関する危険性に対する認識を高めるため、住民説明会を開催し、健康リスク調査への受診勧奨を実施します。産業廃棄物の排出抑制・減量化の推進、127ページの産業廃棄物の適正処理の推進（監視体制強化）、循環型社会の推進と記載の事業を引き続き行います。また、循環型社会の推進「奈良モデル・プロジェクト」推進事業は、平成24年8月に締結した奈良県災害廃棄物等の処理にかかる相互支援協定に基づき、県、市町村、関係団体と連携しつつ迅速、適正な災害廃棄物処理を行えるよう新たに県災害廃棄物処理計画も策定を進めます。

128ページ、4自然環境の保全と活用として、曾爾高原保全対策調査事業で曾爾高原の貴重な景観を構成するススキの生育が年々衰退傾向にあることから、生育環境調査等を実施し、ススキの保護管理基準を策定します。

134ページ、2人権を尊重した社会づくりでは、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業のほか、記載の事業を継続して進めます。その中で、新規事業としてスポーツ組織と連携した人権啓発事業では、青少年や地域社会に人権尊重の意識の普及を図るため県内初のプロバスケットボールチーム、バンビシャス奈良と協力・連携した人権啓発活動を実施します。

なお、紀伊半島大水害からの復旧・復興〔地域の再生・再興〕における当部局の平成26年度の取り組みを再掲事業として、143ページ、3産業・雇用の創造（2）地域産業

の振興では、曾爾高原保全対策調査事業を掲載しております。

また、144ページから145ページに（3）観光振興・世界遺産等の活用として、アウトドアスポーツ開催事業と記載の2事業について再掲で記載しています。

146ページ、（3）協働の推進の奈良県地域貢献活動助成事業として、平成25年度に引き続き、紀伊半島大水害の被災地復興のために活動するNPO等に対する補助を実施します。平成26年度は、記載のとおり、補助割合の引き上げを行います。

170ページ、効率的・効果的な基盤整備における当部局の平成26年の取り組みでは、8県有施設の整備・耐震化の推進として、新規事業の野外活動センター施設整備事業を再掲で掲載しております。新規事業の消費生活センター空調設備等改修事業では、消費生活センターにおいて、経年劣化により性能が著しく低下している空調設備等の改修工事に係る設計業務を実施します。この2つの事業については、いずれも地域経済活性化基金を活用します。また、野外活動センターの多目的ホール及び大型ロッジ、消費生活センターの3施設における耐震補強設計を171ページの県有建築物耐震対策事業により実施します。

172ページ、協働の推進です。新規事業の市町村を核とした地域プラットフォーム設置事業については、NPO等が地域の課題解決に向けて主体的に対応できるように、市町村を核とした地域プラットフォームを構築し、協働の取り組みを推進します。以上が、くらし創造部及び景観・環境局の主要事業の概要です。

続いて、平成25年度の2月補正予算案（追加提案分）について説明いたします。「平成25年度2月補正予算案の概要（追加提案分）」の2ページ、増額補正です。国庫返還金について、事業実施期間満了に伴う基金残余の国庫返還金のうち、くらし創造部協働推進課が所管する新しい公共支援基金精算金として1,995万円余を返還するものです。

4ページ、繰越明許費補正の新規、国定公園等施設整備事業について、老朽化した東海自然歩道の標識の再整備を行う事業ですが、地元調整等に不測の日時を要するため、事業費560万円の繰越明許費補正をお願いするものです。今後の執行については、計画的かつ着実な執行を進捗管理に努め、新年度での事業の早期完了に取り組んでまいりたいと思います。以上がくらし創造部及び景観・環境局の2月補正予算案の説明です。

続いて、条例案を説明いたします。条例案のうち、くらし創造部及び景観・環境局に係るものについては、平成26年2月県議会提出条例の36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。当部局に係るものとしては、要旨の1使用料及び手数料の額の改定等のうち、37ページ、（9）奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環

境総合センター手数料条例及び38ページ、(13) 橿原公苑使用条例、(14) 奈良県立公園条例の一部改正です。これは平成26年4月から消費税率引き上げに対応するため、消費税が転嫁される使用料、手数料について所要の額の改定を行うものです。なお、(14) 奈良県立公園条例については、道路法施行令の改正により道路占用料が改定されることに伴い、それを準用して定めることとしている県立公園内の電柱等の使用料においても、所要の改正を行います。施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

274ページ、奈良県風致地区条例を廃止する条例です。風致地区における規制に関して、市町村に移譲をしてきたところですが、2以上の市町村にわたる風致地区である明日香村、橿原市にまたがります明日香風致地区については、唯一、条例の制定権限が県に残っておりました。このたび、平成26年4月1日から、明日香風致地区の区域の見直しにより、明日香村及び橿原市が単独の風致地区となります。このことから、本条例の対象となる風致地区がなくなるため、本条例を廃止しようとするものです。また、明日香村の風致地区における広域許可に関する事務については、明日香村の条例が設置されるので、奈良県事務処理の特例に関する条例の明日香村への権限移譲の条項については削除をします。施行期日については、平成26年4月1日を予定しております。

312ページ、奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例です。国において、地方消費者行政活性化事業が平成26年度まで実施できることとなりましたので、これを活用する奈良県消費者行政活性化基金の条例の有効期限を1年間延長するため、所要の改正を行うものです。施行期日については、公布の日から施行する予定です。

以上が、くらし創造部及び景観・環境局に関します議案等についての説明です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部関係の平成26年度当初予算並びに平成25年度2月補正予算に係ります新規事業を中心とする主な事業について説明いたします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の18ページ、経済の活性化〔地域産業の支援・創出〕、1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成についてです。新規事業の奈良県産業政策推進事業では、本県経済の活性化に大きな効果をもたらすと考えられます医療・介護・福祉、小売業、食品産業の3つのリーディング分野、宿泊産業、料理・飲食業、農業、林業、教育研究、漢方の6つのチャレンジ分野に焦点を当て、産業育成に強力に取り組みます。

主な内容としては、事業者との懇談会や有識者へのヒアリングを行うほか、全国や本県



の産業の現状を調査し、成長可能性等について分析をするとともに、庁内にプロジェクトチームを設置し、本県の経済・産業・雇用に関する月次指標を収集・分析し、これらによって実効性ある産業政策を検討します。また、県が産業興しのモデルとなる取り組みを企画し、公募型プロポーザルにより事業者を選定の上、協働して実施します。

19 ページ、新規事業の柿の葉タンニン茶の製造・販売促進事業は、県産柿の葉に含まれる機能性成分を抽出・添加した柿の葉タンニン茶の製造・販売を行うことにより、地域の雇用創出への取り組みや、県産柿の商品をPRすることによる観光業の振興を図るとともに、血糖値を下げる効果が見込まれる機能性を有効活用したこのお茶を広く普及させて健康増進につなげることを目指し、設備等の整備に対し補助します。

20 ページ、2 意欲ある企業・起業家への重点支援（3）起業の促進で、新規事業の起業創業政策調査事業として、県内において起業・創業しやすい環境を構築するため、ベンチャーミーティングや金融機関ネットワーク構築会議を開催して、効果的な支援策について調査・検討を行います。新規事業の後継者育成支援事業として、県内事業者の後継者を育成支援するため、三井住友海上火災保険株式会社と公益財団法人奈良県地域産業振興センターと協働し、後継者育成塾を開催します。新規事業の創業・ベンチャーなら育成支援事業として、県内における創業を支援するため、ビジネスを成功に導く基礎知識を習得する創業サロンを開催するとともに、ビジネスプランコンテスト入賞者には、インキュベータ施設の賃料を補助します。

21 ページ、（4）中小企業金融対策ア制度融資では、県、奈良県信用保証協会、金融機関の3者が連携し、県が金融機関に利子補給、信用保証協会に保証料を補給することで、中小企業者が経営の近代化、合理化、安定強化を図るのに必要な資金の融資を政策的に受けやすくし、県内中小企業の振興を図るため、22 ページから24 ページに渡って記載の制度融資を実施します。制度融資により、依然として厳しい経済状況を勘案し、国の経済政策を反映した上で、より県の政策的色合いを強化しつつ、県内中小企業の資金需要に的確に対応することとしており、過去の貸付実績、貸付動向を鑑みて、総額500億円の融資枠を確保しているところです。また、中小企業者の資金需要に幅広く応えるため、取扱金融機関の拡大も図ります。さらに、エネルギーや雇用対策等への支援の充実、設備投資や創業に対して意欲あるものが利用しやすい制度となるよう対応するとともに、平成25年3月の中小企業金融円滑化法終了後も引き続き安心して企業経営が行えるよう金融支援を継続します。また、平成26年度からは、新資金を創設し、創業者の育成並びに経営多

角化等を重点的に推進します。

26 ページ、3 企業誘致の推進（2）誘致に向けたインフラ整備として、新規事業の中南和振興のための産業集積地形成事業では、県内への企業誘致と中南和地域の通勤圏内において雇用機会の創出を実現するため、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺を産業集積地とする事業用地の造成に係る測量設計等を実施します。

27 ページ、経済の活性化〔観光の振興〕、1 宿泊産業の育成支援の奈良の宿泊力強化事業として、ホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備を推進するため、奈良警察署除却工事、県営プール跡地等の地盤調査、事業用地の取得などに取り組むとともに、合わせて文化財発掘調査を実施します。また、ホテル関係事業者との意見交換を行い、誘致を継続します。

47 ページ、経済の活性化〔県内消費の拡大〕1 消費拡大に向けた需要の喚起で、新規事業の（仮称）奈良県プレミアム（生活応援）商品券発行事業では、消費税率の引き上げによる消費の冷え込みを緩和するため、県内消費を喚起するための商品券を発行します。

（仮称）市町村等プレミアム（生活応援）商品券発行支援事業では、市町村、商工会議所等が取り組む地元商業活性化のために発行するプレミアム商品券に対し、補助を行います。

48 ページ、2 消費地としての奈良の魅力向上・消費環境の充実として、新規事業の商業活性化協働推進事業では、地域商業活性化のため、商店街等と市町村の官民協働によるワークショップを開催し、課題解決に向けた有効な手法を検討します。

51 ページ、経済の活性化〔雇用対策の推進〕です。1 雇用のマッチング支援として、新規事業の高等技術専門校就業支援事業では、高等技術専門校に就業支援員を配置し、就労経験の少ない訓練生に対する職場実習の導入や外部講師による就業支援セミナーの開催などによる就職支援を行うとともに、職業訓練で習得した知識、技術を活用した企業支援を行います。新規事業の県内中小企業魅力向上支援事業〔緊急雇用〕では、県内企業向けに人材定着の基本となる人材採用力向上を目的としたセミナーを開催するとともに、県内優良企業の情報発信を強化するため、PR誌を作成して、県内外の大学などに配布します。新規事業の高齢者地域就業支援事業〔緊急雇用〕では、高齢者が身近な地域で就業する機会を拡大するため、就業リーダーを育成し、事業所と高齢者のマッチングなどの取り組みを実施します。

52 ページ、3 若者の就労支援として、新規事業の県内企業への就職活動準備セミナー事業では、就職活動準備段階の大学3年生等を対象として、県内企業による業界研究会の

開催や、内定者座談会、保護者向けガイダンスなどの開催により、県内企業への就職に向けた意識醸成に取り組めます。

53 ページ、新規事業の若年離職者再チャレンジ促進事業〔緊急雇用〕では、就職後3年以内の離職者等を対象に、自身の離職原因、能力や適性を把握し、継続的な就業につなげるためのセミナーを開催します。新規事業の若者キャリア形成促進事業では、職業経験が少なく教育訓練を受ける機会の少ない中小企業の若年者を対象に専門家を派遣し、OJTを含む研修を実施することにより、県内中小企業での職場定着率の向上及び技能の継承を図ります。

55 ページ、5 ワーク・ライフ・バランスの推進として、新規事業の育児休業取得促進事業では、県内事業所における従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と少子化対策の推進に向け、育児休業期間中の従業員に対しまして、育児休業給付金支給開始から6カ月以降の支給期間に雇用保険の育児休業給付金に上乗せをして賃金等を支給する県内事業者へ補助を行います。

137 ページ、紀伊半島大水害からの復旧・復興です。4 生業・産業支援（1）被災事業所等への支援として、台風12号災害復旧対策資金制度融資では、紀伊半島大水害により、直接または間接的に被害を受けた中小企業者等に対し、設備資金及び運転資金について、利率1%で融資を行うもので、これまでの融資実績や復興状況に応じて融資枠を設定しました。このほか、復旧・復興に向けた事業については継続して実施しております。

なお、平成25年度2月補正予算案の繰越明許費として、52 ページの緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金を除き、金額欄に2月補正分と記載しておりますものについては、国補正予算等に対応するため全額平成26年度に繰り越すことにしております。

平成26年度当初予算案及び平成25年度2月補正予算案の概要に係ります主な事業について、説明は以上です。

平成26年2月県議会提出条例のうち、産業・雇用振興部所管の条例について説明いたします。

1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案です。知事の附属機関として新たに13の機関の設置等のため、所要の改正をしようとするものです。そのうち産業・雇用振興部に関係するものとしては、1（4）奈良県経営革新計画評価委員会ですが、これは中小企業の経営革新計画の承認に関する重要事項について審査を行うものです。

（5）奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会は、工業製品等の知的財産に関する重

要事項について審査を行うものです。(6) 奈良県商業活性化協働推進事業審査会は、商業活性化協働推進事業の選定に関する重要事項についての審査を行うものです。(7) 奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査会は、奈良の贈り物開発・発見・創出事業に関する重要事項についての審査を行うものです。(8) 奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会は、ホテルを核としたにぎわいと交流の拠点整備事業についての審査を行うものです。これら5つの委員会等を新たに設置する予定です。施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例案は、使用料及び手数料を見直し、その額の改定等を行うため所要の改正をしようとするものです。産業・雇用振興部に関係するものとしては、1(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係の力の技能検定試験手数料の改定と、38ページの(15) 奈良県中小企業会館条例の一部改正関係、(16) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係、(17) 奈良県産業会館条例の一部改正関係、(18) 奈良県労働会館条例の一部改正関係の5件です。いずれも消費税率の引き上げに伴う改正等です。施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

314ページ、奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案は、基金の設置目的に若者、女性等の雇用の機会を創出を図る、在職しているものの処遇を改善する事業を実施すること等を追加するため所要の改正を行うものです。施行期日については、公布の日からを予定しております。

以上が産業・雇用振興部に関係する議案等の説明です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○福谷農林部長 農林部関係の議案について新規事業を中心に説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の30ページ、経済の活性化〔観光の振興〕、2食・土産物です。新規事業の首都圏「食」と観光PRフェア実施事業では、首都圏での県産農産物・加工品等の食と観光のPRのため、東京都内の百貨店において奈良の食と観光フェアを開催します。新規事業の東京における県産食材レストラン開設準備事業では、県産食材のイメージアップやブランド力向上を目的としたレストランの東京出店に向けた調査や検討を行います。新規事業の県産材を利用した奈良県PRグッズ開発事業では、県産材を活用した木製ノベルティグッズを開発し、各種イベントの参加者に配布することにより奈良県の魅力と県産材のよさを

PRします。

32ページ、3観光の環境整備（3）景観整備です。新規事業のならの美しい農村景観づくり事業では、山の辺の道の周辺地域等において遊休農地の再生整備や景観作物の植栽など、地域住民等と連携をし、農村風景を生かした景観づくりを実施します。

33ページ、新規事業のみつえ高原牧場・周辺景観創造事業では、用地取得を行った上で四季折々の景観、眺望を創造し、県民憩いの場としての付加価値を高めるため、みつえ高原牧場とその周辺の整備を行います。

36ページ、4イベントの充実（5）地域連携型イベントですが、第34回全国豊かな海づくり大会開催事業では、本年11月16日に全国豊かな海づくり大会～やまと～を開催し、記載のと通りの式典行事等を行います。

39ページ、5にぎわいの拠点づくり（7）（仮称）なら食と農の魅力創造国際大学校です。（仮称）なら食と農の魅力国際大学校6次産業化研修拠点整備事業では、農に強い食の担い手を育成する研修拠点施設の整備を進めるとともに、運営・カリキュラムなどの検討を行います。

40ページ、6観光情報発信（1）観光キャンペーン等による魅力の発信です。新規事業のならの農村づくり情報発信事業では、農村地域の振興を図るためポータルサイトを開設し、グリーンツーリズム情報の発信を行います。

4ページ、新規事業の奈良の農・林・食PRモデル実施事業では、農・林・食のPR及びにぎわいの創出による地域ブランドの活性化を図るため、天理駅前広場において農産物等を生産者が直接販売するマルシェをモデル的に実施します。

59ページ、経済の活性化〔農林業の振興〕1農業の振興（3）チャレンジ品目等の生産拡大及びリーディング品目等のブランド化ですが、新規事業の水稲育苗施設整備事業では、本県産米の品質向上を図るための施設整備に対して支援します。新規事業の河川敷における刈草を活用した飼料自給率向上事業では、河川敷の刈り草を活用した飼料化技術の研究開発を行います。新規事業の次世代大和肉鶏造成事業では、生産性や肉質の改善などを図るため新たな交配を研究し、すぐれた次世代大和肉鶏の造成を図ります。

60ページ、新規事業の清流が育むやまとの鮎魅力創出支援事業では、県内ダム湖産の天然アユを河川で放流育成し、大和のアユとしてブランド化する取り組みを支援します。

（4）農業研究開発センターにおける研究開発の高度化ですが、農業研究開発センター整備事業では、農業研究開発センターを農業大学校の敷地内に整備し、これを契機として研

究機能の高度化を積極的に進めます。新規事業の新品種・優良系統育成事業では、商品性の高いイチゴ品種や産地間競争に打ち勝つ菊品種など、奈良県のオリジナル新品種の育成を行います。

61ページ、(5) 農村資源を活用した地域づくりです。新規事業の田んぼの機能活用促進事業では、現況調査やワークショップなどを行い、田んぼの有する多様な機能を評価し、農村の活性化を推進します。新規事業の地域の誇りとなる地域特産物物産展開催事業では、全国豊かな海づくり大会に合わせ、紀伊半島大水害被災地域の地域特産物の物産展を開催しています。

62ページ、(5) 農村資源を活用した地域づくりです。新規事業の農業用井堰統廃合検討事業では、農業用井堰の統廃合による利水面・治水面の効果の検証を行います。

(6) 奈良らしい農業の振興ア担い手の経営基盤強化支援ですが、新規事業の奈良らしい農業・農村のあり方検討事業では、現状の課題を抽出をし、今後の奈良県における農業農村政策の方向性について検討を行います。新規事業の(仮称)なら担い手・農地サポートセンター設置事業は、奈良県農業振興公社にそのセンターを設置し、耕作放棄地の解消と担い手への農地の集積を推進します。なお、事業実施に係る経費の一部について、新規事業の農地中間管理事業等推進基金造成事業において、国庫を活用して基金の積み立てを行います。

64ページイ鳥獣被害対策の推進ですが、新規事業のニホンジカ捕獲モデル事業では猟銃者による捕獲部隊を編成し、狩猟者が不足している地域に派遣をして集中捕獲を実施します。

65ページ、2 林業の振興(1) 販路拡大に向けた取組戦略、ア県産材利用拡大方策の検討ですが、新規事業の奈良の木利用拡大検討委員会運営事業では、県林業の現状分析や取り組み内容の検証などを行い、課題解決に向けた方策等の検討を行います。また、イ建築物への県産材利用の拡大ですが、新規事業の奈良の木の匠養成事業では、大工さんや住宅販売営業担当者などに奈良の木の特徴や利用方法を詳しく取得する場を提供し、住宅への奈良の木利用を積極的に提案できる奈良の木のたくみの養成を行います。

66ページ、ウくらしの道具・家具・土産物等への県産材利用の推進です。新規事業の奈良の木オフィス家具開発・導入事業では、県産材を活用したオフィス家具のデザイン開発を行い、県庁内にモデル的に導入するとともに、市町村や県内企業に対してPRを行います。エ県産材の販路開拓・流通拡大支援です。「奈良の木づかい運動」PR事業では、

10月を「奈良の木づかい運動推進月間」として、五感で奈良の木の魅力を感じる「奈良の木ラボ」の展示を行うなど、奈良の木の魅力を幅広くPRをします。木材加工流通施設等整備事業、新規事業の地域材新規用途導入促進支援事業では、製材工場等が行う加工施設等の整備や県産材の新たな用途開発に対して支援を行います。

67ページ、オ木質バイオマスエネルギーの利活用の推進ですが、新規事業の木質バイオマス利用施設等整備事業では、木質バイオマスを利用した給湯・熱供給施設の整備に対し支援します。新規事業の木質バイオマス施設整備資金貸付事業では、木質バイオマスを利用した発電施設を整備する事業者に対し、資金の貸し付けを行います。

69ページ、(3) 森林環境の保全と活用ウ森林環境管理制度の導入検討です。新規事業の森林環境管理制度導入検討事業では、森林の公益的機能や生物多様性の保全等に着目をした、効率的で持続可能な森林環境管理制度の導入の検討を行います。

166ページ、効率的・効果的な基盤整備です。7農林業施設の整備ですが、農業生産基盤整備の推進として、168ページにかけての記載のとおり、土地改良事業などを実施します。

167ページ、林業生産基盤についても、紀伊半島大水害からの復旧復興に係るものも含め、林道整備事業のほか、168ページにかけて記載のとおり治山事業や災害復旧事業を進めます。なお、基金積立金及び国庫直轄事業負担金を除いて、金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため全額平成26年度に繰り越して実施するのでございます。

以上が平成26年度農林部関係予算の概要です。

次に、「平成25年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の2ページ、増額補正の治山事業ですが、記載のとおり国庫補助事業により台風18号で被災した林地崩壊地の復旧を推進するため、3,880万円の補正をお願いしております。林道災害復旧事業で、同じく台風18号により被災した林道施設の復旧を推進するため、1億8,100万円の補正をお願いしております。

3ページ、財源の更正です。農業総合センター移転整備事業において、記載のとおり国庫支出金の地域の元気臨時交付金を地域・経済活性化基金に財源更正をお願いするものです。

4ページ、繰越明許費補正新規分です。農林部の所管は、鳥獣被害防止対策整備事業から5ページの地域材利用開発事業までと、6ページの農地及び農業用施設災害復旧事業か

ら林地荒廃防止施設災害復旧事業までです。それぞれ用地確保、境界確認等に係る地元調整や文化財の調査、または昨年台風の影響で施工地の現況が変化したことにより設計変更の不測の期間を要したこと、あるいは事業主体による事業のおくれ等により記載のとおり繰り越しをお願いするものです。

6 ページ、変更分です。農林部の所管は、農業総合センター移転整備事業から7 ページ、治山事業までです。同じく地元調整に時間を要したことや、設計変更等に不測の日数を要したことなどにより記載のとおり繰越額の変更をお願いをするものです。

9 ページ、奈良県中央卸売市場事業費特別会計です。繰越明許費補正ですが、市場改革施設整備事業の屋外多機能トイレ整備工事において、工事の入札が不調となり再入札の必要が生じたため記載のとおり繰り越しをお願いをするものです。現在執行中の事業の年度内竣工や不測の日数を要した関係機関等との調整の加速化など、事業の早期完了に向けて取り組んでまいります。

次に、予算外議案について説明いたします。「平成26年2月県議会提出条例」の1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。農林部関係では、奈良らしい農業の振興と農村の活性化に関する基本条例制定に向けてご審議をいただく目的で（9）奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会を、また県産材の利用拡大に向けて現状分析や取り組み内容の検証、課題の抽出を行い、課題解決に向けた方策等を検討をいただく目的で設置をする（10）奈良の木利用拡大検討委員会を新たに設置します。

36 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例についてです。農林部関係では、（1）奈良県手数料条例の一部改正関係のウ家畜検査手数料、エ狩猟免許更新申請手数料、39 ページの（19）奈良県農業総合センター分析手数料条例の一部改正関係、（20）奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部の改正関係、（21）奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正です。家畜検査手数料につきましては家畜伝染病予防法施行規則が改正され、新たな確定診断法に変更されたことに伴い、牛のヨーネ病検査の手数料を改正するものです。その他については、消費税の税率の引き上げ等に伴い手数料を改正するものです。

262 ページ、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例についてです。消費税率の改正に伴い、卸売業者が知事に報告しなければならない卸売価格及び卸売金額等について規定の整備を行うものです。

265 ページ、奈良県農業総合センター分析手数料条例及び奈良県附属機関に関する条



例の一部改正をする条例です。平成26年4月から農業総合センターを農業研究開発センターと改称することに伴い、奈良県農業総合センター分析手数料条例の題名等について所要の規定の整備を行うとともに、知事の附属機関である奈良県農業総合センター研究第三者評価会議の名称変更を行うものです。

268ページ、奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例についてです。この条例は、農業総合センターの整備に伴い、奈良県農業大学校の位置を桜井市及び橿原市から橿原市のみに変更するため、所要の改正をするものです。

316ページ、奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例です。森林整備の一層の促進と林業木材産業の再生を図るため、国の補正予算を活用し、平成25年度2月補正において当該基金への積み増しを行います。木質バイオマス施設整備資金貸付事業については、その償還期間が15年となっており、償還金の管理を同基金で行う必要があることから本条例の有効期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

324ページ、奈良県農地中間管理事業等推進基金条例についてです。農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改善を推進することを目的とする農地中間管理事業等を実施するため国庫補助金を活用し、基金を造成するため条例を制定するものです。

「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の30ページ、議第145号から議第147号、権利の放棄についてです。議第145号については、奈良県中央卸売市場から廃業、撤退した事業者について破産法の規定による破産手続開始の決定が確定しました。そのため同事業者が県に対して未払いとなっていた施設使用料、水使用料、電気使用料、下水道使用料の7件、1,130万円余の市場使用料について、まことに残念ながら債権の回収が不可能になったものです。

31ページ、議第146号については、工事請負契約解除に伴う違約金2件のうち1件、債権額548万円のうち115万円が農林部に係るものです。これは工事着手後に倒産状態となり工事を遂行できなくなった建設業者に対する契約解除違約金について、商法の規定により債務者である法人の解散が行われ、まことに遺憾ながら債権の回収が不可能になったものです。

32ページ、議第147号については、談合による損害賠償金等についてです。これは宇陀談合事件による損害賠償金の債務者に対し、破産法の規定による破産手続開始の決定が確定しました。このためまことに遺憾ながら469万円余の債権の回収が不可能になっ

たものです。これら債権につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりそれぞれ議決を求めるものです。

以上が農林部提出議案の説明です。ご審議よろしくお願いをいたします。

**○大庭県土マネジメント部長** それでは、県土マネジメント部所管の平成26年度当初予算、平成25年度2月補正予算案について説明いたします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の新規事業を中心に説明いたします。

26ページ、経済の活性化〔地域産業の支援・創出〕です。3企業誘致の促進（2）誘致に向けたインフラ整備の直轄道路事業費負担金については、京奈和自動車道の建設等に係る負担金です。重要な幹線ネットワークの整備促進ですが、国道168号などの記載の整備を行うものです。

31ページ、経済の活性化〔観光の振興〕の3観光の環境整備（2）移動環境の整備等です。新規事業の道の駅「宇陀路大宇陀」整備事業ですが、地域の活性化と来訪者の利便性を高めるため、道の駅の駐車場の整備を行うものです。

44ページ9MICEの誘致の、国際防災学会等開催事業です。これは本年11月に開催される「インタープリメント2014奈良大会」の開催支援及び連携事業として公開講座を開催するものです。

52ページ、経済の活性化〔雇用対策の推進〕の2奈良らしい特色ある雇用の創出の建設業人材育成事業ですが、技術と経営にすぐれた建設業者を育成するため講習会を実施するものです。

53ページ、3若者の就労支援、新規事業の建設技術者確保育成事業ですが、建設業における若年者の入職促進・人材育成を支援するため、若年者を期間雇用し、企業実習や職業訓練を行うものです。

117ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕の1県土の防災力の向上（2）基盤整備の推進、新規事業の陸上自衛隊駐屯地関連道路調査です。陸上自衛隊駐屯地の誘致に合わせ、駐屯地へのアクセス道路の調査を実施するものです。新規事業の土砂災害警戒区域等指定管理事業ですが、土砂災害警戒区域等の指定状況管理台帳を作成するものです。

121ページ、5交通安全の推進、新規事業の高齢者交通事故対策検討事業ですが、高齢者の交通事故に係る調査分析を行うものです。

132ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕の1にぎわいのある住みよい

まちづくり（３）公共交通を利用したまちづくりのＪＲ西日本との連携推進事業です。ＪＲ西日本との包括的連携協定に基づき、まちづくりや暮らしの向上など、協働して取り組む分野ごとに課題を検討するものです。

１４７ページ、紀伊半島の大水害からの復旧・復興〔安全・安心への備え〕の１監視・警戒・避難のシステムづくり及び深層崩壊のメカニズム解明と対策研究の大規模土砂災害対策推進事業ですが、大規模土砂災害に対応した監視・警戒・避難のシステム構築及び深層崩壊のメカニズム解明とその対策を研究するものです。

１５３ページからは、効率的・効果的な基盤整備を記載させていただいております。

「選択と集中」による土木関係公共事業のマネジメントの推進です。社会資本の管理、活用、整備をマネジメントし、事業効果の大きい事業、事業箇所へ選択と集中を徹底しています。

まず、公共事業全体像です。平成２６年度当初予算及び平成２５年度２月補正予算を合わせ、５４４億８，３００万円の予算を計上しております。対前年比は２．１％の増です。内訳として、補助公共事業については平成２６年度は３９９億５，３００万円、２．１％の減、単独公共事業については４４億７，９００万円、１５．９％の増、また直轄事業負担金は記載のとおりです。２月補正予算部分は国の経済対策に係る補正予算等を活用したものです。補助事業が７５億６，１００万円です。

まず、直轄事業負担金は記載のとおりです。うち補正予算は３億７，０００万円です。

１道路整備の推進（１）道路公共事業にはおおむねの事業箇所を書いております。街路改良を含めまして平成２６年度は１１６カ所の事業を予定しております。平成２５年度は１２７カ所でしたので、１１カ所減っています。これは平成２５年度に完了した箇所に比べまして、今回の新規６カ所という形で箇所の重点化を図っているものです。うち平成２６年度の完了予定が１６カ所という形で、こうした形で事業の計画的な推進を図ります。

１５５ページ、（４）道路のアセットマネジメントは、橋梁長寿命化修繕計画などに基づく修繕事業などであります。箇所数は２１１カ所、新規が６８カ所、完了予定箇所が１１２カ所です。橋りょうのほか、トンネルのり面等の総点検、あるいはそれらの修繕の事業を行うものです。

１５７ページ、（３）交通安全対策で交通安全施設の整備事業４４カ所、そのうち新規１１カ所、完了予定３カ所です。

１５８ページ、４河川・砂防施設の整備です。これらについても記載の事業を進めるも

ので、箇所数は記載のとおりです。

160 ページ、砂防事業等を記載しております。

163 ページ、5 上下水道施設の整備（3）下水道事業の推進です。こちらについては、劣化が著しい施設の修繕、必要な耐震対策に取り組み、29カ所で実施します。内容としては管渠の整備や処理場施設の整備などです。

176 ページ、人材・組織マネジメントと財政マネジメント1「マネジメント」の全面的な展開です。県土マネジメント推進事業ですが、土木技術職員に求められる能力向上を図るため、コンプライアンスや入札契約制度、許認可・管理業務及び広報に関する専門的研修を実施するものです。

新規事業を中心に説明いたしましたが、直轄事業費負担金分を除く金額欄記載の2月補正分については国の経済対策に係る補正予算を活用したものですが、適正な工期を確保するため全額を平成26年度に繰り越します。

続いて、県土マネジメント部所管の2月補正予算追加提案分についてご説明します。

「平成25年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の4ページ、繰越明許費補正です。県土マネジメント部とまちづくり推進局所管分両方合わせて説明いたします。

5 ページ、五條土木事務所十津川復旧復興課庁舎等移転事業から6ページの復興住宅建設等支援事業までの事業について、それぞれの記載の金額、理由により繰り越しをお願いするものです。

7 ページ、道路橋りょう整備事業から公共土木施設災害復旧事業までですが、それぞれ記載の繰り越し理由により補正前の数字を補正後の欄の額に変更する繰り越しをお願いするものです。

次に、8 ページ、3 平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算案（第3号）の繰越明許費補正です。補助流域下水道事業ですが、記載の理由により変更後の欄の額に変更する繰り越しをお願いするものです。主な繰り越し理由としては、昨年9月の台風18号による被災によって災害復旧工事等に手戻りが生じたこと、被災箇所の増派の対応のため不測の日数を要したこと、あるいは現場条件の変化などに伴う工法検討等に不測の日数を要したこと、地元調整の難航や関係機関との調整などに不測の日数を要したことなどによる進行のおくれが原因で、やむを得ず繰り越しをお願いするものです。今後の執行につきましては、計画的かつ着実な執行、進行管理に努め、少しでも多くの年度内完成を、また新年度での早期完成に向け、部局一丸となって全力で取り組んでまいりますので、

ご理解のほどよろしく申し上げます。

「平成26年度2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。県土マネジメント部所管分として、1附属機関設置(11)奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会、(12)奈良県公共交通基本計画策定委員会を設置するものです。まず(11)については、市町村等におけるコミュニティバスの運行等に向けた取り組みの選定に関する重要事項の審査を行うものです。(12)は、奈良県公共交通条例に基づく公共交通基本計画の策定に関する重要事項についての審議を行うものです。なお、施行日については、本年4月1日です。

36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。消費税法の改正に伴い使用料を見直し、その額を改定等を行うため所要の改正を行うものです。県土マネジメント部所管は、39ページ(22)奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係として道路占用料の改定、40ページ(23)奈良県ヘリポート条例の一部改正関係としてヘリコプターの着陸料等の改定、(24)奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係として流水占用料等の改定です。改定の詳細は55ページ以降です。本年4月1日からの施行を考慮しております。

以上2月定例県議会提出予定条例の説明です。

「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他(追加提出分)」23ページ、議第138号道路整備事業に係る請負契約の締結についてです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。工事名は一般国道168号地域連携推進事業(国道改築)工事です。工事の場所、期間、契約金額、相手方は記載のとおりです。この工事は国道168号辻堂バイパスの閉君トンネルの工事を実施するものです。

24ページ、議第139号道路整備事業に係る請負契約の変更についてです。同じ条例の第2条の規定に基づき変更について議決を求めるものです。まず道路に関しては3件ございます。1一般国道168号地域連携推進事業(国道改築)(その2)工事です。これは、工事期間の変更を行うものです。7カ月の工期延長になります。これは橋りょう工事ですけれども、台風18号の影響により橋りょうの部材搬入に時間を要したことなどによるものです。2一般国道169号高取バイパス社会資本整備総合交付金事業(道路改良)工事です。これは高取バイパスの橋りょう工事でありますけれども、こちらは金額の変更をお願いするものです。1,424万1,960円の増額になります。変更理由ですけれ

ども、橋りょう仮設作業を実施するための地盤の支持力が不足していたために、地盤改良の必要が生じたことなどによるものです。3一般国道309丹生バイパスの工事、工事期間と契約金額の変更をお願いするものです。3カ月の工期延長と383万7,750円減額です。まず、変更理由ですけれど、期間については擁壁基礎部分の安定処理工に必要となる期間を延長するものです。金額については、残土処理の処分地が近傍箇所へ変更となることにより減額するものです。

25ページ、議第140号公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更についてです。これも同じ条例の第2条の規定により変更について議決を求めるものです。一般国道169号の橋りょう工事で、工事期間と契約金額の変更をお願いするものです。4カ月の工期延長と114万9,750円の減額であります。まず、工事期間については、台風18号による近接工区の被災により応急復旧等の関連工事との調整が必要となったことにより延長するものです。また、金額については、仮栈橋の支持ぐい施工において支持層位置が想定より高い位置にあることが判明したため、その長さを短くすることが可能となったことなどによる減額です。

26ページ、議第141号公共土木施設災害復旧事業及び道路災害関連事業にかかる請負契約の変更についてです。これも同じ条例の第2条の規定により変更について議決を求めるものです。これは工事契約名は記載のとおりですが、主要地方道高野天川線の橋りょう道路災害の関連工事業、金額の変更をお願いするものです。金額は1億7,399万3,400円の増額です。台風18号の影響により工事現場内において新たな土砂崩れが発生し、設計変更が必要となったため増額をお願いするものです。

31ページ、議第146号権利の放棄についてですが、債権にかかる権利を放棄することについて地方自治法第96条1項10号の規定により議決を求めるものです。これは工事請負契約解除に伴う違約金等ですが、債務者である法人が商法の規定により解散になったことなどにより回収が不能となり、この違約金に係る請求権を放棄するものです。このうち県土マネジメント部については、1件で433万円です。

○宮木委員長 ただいま議案の説明をしていただいているところですが、一旦中断します。

東日本大震災発生から3年を迎え、お亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

それでは皆様、ご起立をお願いします。黙禱。

(全員起立)

ご協力ありがとうございました。ご着席をお願いします。

それでは、引き続き議案の説明をお願いします。

**○大庭県土マネジメント部長** 34ページ、議第149号有料道路「南阪奈道路」の事業変更の協議に応じることについてです。これは道路整備特別措置法第3条第7項の規定により、西日本高速道路株式会社から南阪奈道路の事業内容を変更することについて協議がございました。協議に応じることについて同条第4項の規定により議決を求めるものです。協議の内容は4月からの消費税率改定に伴う金額の変更及び割引期間終了などによる割引制度の見直しを行うものです。変更内容については、35ページから60ページにかけて記載しています。

61ページ、議第150号第二阪奈有料道路事業の事業変更に同意することについてです。これも消費税率の改定に伴い第二阪奈有料道路の料金の額を変更するため、道路整備特別措置法第16条第1項の規定により、奈良県道路公社に対して第二阪奈有料道路事業の事業変更に合意することについて、同条第2項の規定により、議決を求めるものです。

変更の内容は、62ページから63ページにかけて記載しています。

以上をもちまして県土マネジメント部所管、2月定例県議会提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○林まちづくり推進局長** まちづくり推進局所管の平成26年度当初予算案及び平成25年度2月補正予算案についてご説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の35ページ、経済活性化〔観光の振興〕、4イベントの充実（4）花・彩りのイベント新規事業の（仮称）ふるさとフェスタ開催事業ですが、大和民俗公園の魅力向上や新たな名所づくりのための公園の里山林等を活用したイベントを開催するものです。

73ページ、くらしの向上〔医療の充実〕、1高度医療の確保・充実（1）奈良県総合医療センターの移転整備の、新規事業の新奈良県総合医療センターアクセス整備推進事業費補助です。新奈良県総合医療センターへのアクセスのため、奈良市が行います道路事業に対して補助するものです。

119ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕、2耐震化の推進新規事業の大洲池公園体育館改修事業ですが、大洲池公園体育館の耐震改修及び大規模改修工事を実施するものです。

新規事業の奈良公園保安施設改築整備事業ですが、南部看守交番所及び鎌研山交番所の

改築工事を実施するものです。

新規事業、宅地耐震化推進事業ですが、大規模盛土造成地の位置と規模を調査し、大規模盛土造成地マップを作成するものです。

132ページ、くらしの向上 [くらしやすいまちづくり]、1にぎわいのある住みよいまちづくり(2)まちづくりへの支援新規事業の法定都市計画基礎調査事業ですが、人口規模や市街地の面積など都市計画に関します基礎調査を実施するものです。

158ページ、効率的・効果的な基盤整備3住環境の整備新規事業の県営住宅管理システムの改修事業ですが、県営住宅管理システムに駐車場管理機能を追加するものです。

164ページ、6公園施設の整備(1)都市公園の整備の新規事業の公園等活用検討事業ですが、県立公園等をより県民に親しんでもらえる場とするため検討を行うものです。

新規事業の県立都市公園緑化基金積立金及び新規事業の県立都市公園緑化基金運営事業です。県立都市公園で行われるイベント時における基金、募金等を財源として、住民協働の視点を取り入れた公園緑化を推進するための基金を活用し、公園緑化の推進を実施するものです。なお、金額欄の記載の2月補正分については、国の経済対策に係る補正予算を活用したもので、適正な工期を確保するため、全額平成26年度に繰り越しいたします。

以上が平成26年度当初予算案及び平成25年度2月補正予算案についての説明です。

続いて、2月補正予算案の追加提案について説明いたします。「平成25年度2月補正予算案(追加提出分)の概要」の3ページ、財源更正でまちづくり推進局所管分としては、奈良公園施設魅力向上事業ですが、国庫支出金の地域の元気臨時交付金を地域・経済活性化基金繰入金に財源を更正するものです。

続きまして、「平成26年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部改正をする条例で、まちづくり推進局所管分としては、要旨の1附属機関の設置(13)奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会です。この委員会は、県が募集いたします県内各地、地域のエリアマネジメントの提案を審査し、事業費を補助する団体や中間支援を委託する事業者の選定を行うものです。

なお、施行日ですが、本年4月1日です。

36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例ですが、消費税法の改正等に伴い、使用料を見直し、その額の改定を行うためのものです。まちづくり推進局所管分は、40ページ、(25)と(26)になります。(25)奈良県立都市公園条例の一部改正関係は奈良県立都市公園における公園施設の使用料の改定です。(26)奈良県新公会堂条例の一部改正



関係は、新公会堂の能楽ホール等の使用料の改定です。

改正の概要は、176ページからの新旧対照表をご参照ください。

なお、施行日については、本年4月1日です。

296ページ、奈良県立都市公園緑化基金条例です。この基金を設置し、県民や事業者等からの寄附金を財源として花苗の植栽等行うことにより、県立都市公園の緑化を推進するものです。

以上が2月定例議会提出条例の説明です。

続きまして、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」27ページ、議第142号都市計画道路整備事業にかかる請負契約の締結についてです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

工事名、防災・安全交付金事業ほかです。工事場所、工事期間、契約金額、契約の相手方については、記載のとおりです。新奈良県総合医療センターへのアクセス道路となる石木城線については、昨年6月から県道枚方大和郡山線からの進入路工事に着手しておりました。この工事によりまして南側の開削トンネルに着手し、病院建設工事と調整を図りながら事業を進めます。

28ページ、議第143号新県営プール施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の変更についてですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、その一部の変更について議決を求めるものです。

特定事業契約名、新県営プール施設等整備運営事業です。これは消費税の改定に対応するため、契約金額の変更を記載のとおりお願いするものです。

64ページ、報第31号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。

県営住宅家賃の滞納者等に対し、住宅明け渡し等請求申し立てに関する訴訟事件についてです。明細は66ページにあります、家賃滞納月数が6カ月以上、または滞納額が20万円以上の者のうち特に悪質と見られ、認められる計7件について、住宅の明け渡し等の請求申し立てをいたしましたので、報告するものです。

以上でまちづくり推進局所管、2月定例県議会提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○宮木委員長 議案の説明の途中ではありますが、しばらく休憩します。15時15分よ

り再開いたします。

15:00分 休憩

15:17分 再開

○宮木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、長岡水道局長から順に説明をお願いします。

○長岡水道局長 それでは、水道局所管の予算の概要について説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の162ページ、効率的・効果的な基盤整備の5上下水道施設の整備で、奈良県水道用水供給事業費特別会計の全体を説明した後に、関係の事業について説明いたします。

まず(1)給水事業ですけれども、収益的収支である3条予算ですが、平成26年度は11市12町1村の24の給水団体に対し、平成25年度と比べて100立方メートル減の7,500万立方メートルの給水を予定しております。収益としては配水収益その他、合計114億8,300万円余、費用については維持管理費、支払い利息、減価償却費で、合計110億2,200万円余を計上しており、その結果、収支差額としては、3億9,200万円余の黒字を見込んでいるところです。

(2)県営水道施設の拡張、更新改良等です。まず拡張事業として、桜井市初瀬地区の県営水道への水源転換に伴い、送水管布設工事に着手します。工期は、平成26年度から28年度まで予定しており、平成26年度は測量と実施設計を行う予定としています。

次に、既存施設更新改良事業ですが、更新改良に関する方針の見直しにより減額していただきますけれども、送水管路空気弁の更新や水道メーターの更新等を行い、安定給水に万全を期するものです。

次に、県営水道利用促進事業ですが、昨年度に引き続いて県営水道出前ブース事業、それから県営水道の利用促進に向けた基礎調査を実施します。基礎調査については、水源の県営水道への転換を検討しておられる受水市町村に対して給水方法等の調査・検討をするものでして、平成26年度は川西町につきまして施設形態、管理方法について調査・検討を実施します。

県営水道水源環境整備事業では、県営水道の水源である吉野川のカビ臭発生状況のデータ収集のため、水質調査等を引き続き実施します。

117ページ、くらしの向上[安全・安心の確保]、1県土の防災力の向上(2)基盤整備の推進で、新規事業の県営水道災害時応急体制整備事業です。奈良県の地域防災計画

の見直しを受けて南海トラフ巨大地震等による広域的な被害想定を反映した事業継続計画を策定するため、調査を実施します。

119ページ、2耐震化の推進で、老朽水道管耐震化事業です。地震により被害を受けやすい小口径の非耐震管を耐震管に更新するものでして、平成26年度は広陵第1ブランチの送水管更新事業を実施します。

130ページ、くらしの向上 [エネルギー政策の推進]、1エネルギー政策の推進で小水力発電導入事業です。水道管路の水圧を利用した小水力発電施設を御所浄水場に整備するものです。

以上で水道局所管の当初予算の説明を終了いたします。

続いて、水道局所管の2月定例議会提出条例について説明申し上げます。「平成25年度2月県議会提出条例」270ページ、奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由としては、地方公営企業法施行令及び地方公営企業施行規則の改正に伴い、利益の資本金への組み入れ等を定めるため、所要の改正をしようというものです。

内容としては、積立金を使用して企業債を償還した場合、その金額を資本金に組み入れるための規定の整備と、それと地方公営企業法施行令の改正に伴い、資本剰余金の処分規定が廃止されるので、その処分方法につきまして要旨記載のと通りの条例改正を行おうとするものです。

施行日は、平成26年4月1日と予定です。

以上で水道局所管の議案の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

**○富岡教育長** 教育委員会関係の平成26年度予算案の概要及び平成25年度2月補正予算案の概要について、新規事業を中心に説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」53ページ、経済の活性化 [雇用対策の推進]、3若者の就労支援として新規事業の高校生就職未内定者・離職者就職支援事業です。これは県内高等学校就職未内定者・卒業生離職者等に対し、就職及び職業定着支援を目的とした取り組みとして、就職に向けたワークショップや就労等に関する知識を掲載した冊子等を作成・配布する事業です。

次の新規事業のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業では、高度な知識・技能を身につけ、専門的な職業人を育成するため、磯城野高校におきまして就労につながる職業教育を充実する事業です。

次の新規事業の高校生キャリア教育総合支援事業では、就職率や離職率を改善するため、高校生の段階から勤労観・職業観を養うことを目的とした取り組みです。具体的には県内起業経験者による出前講演の実施及びインターンシップコーディネーターや就職支援員の配置などを行う事業です。

新規事業の特別支援学校職業教育等設備整備事業では、職業教育を主とする専門学科を有する特別支援学校において老朽化した教材備品等を整備する事業です。

なお、工業高校等備品整備事業と南部地域復旧・復興関連就労支援事業も同様に生徒の就労を支援するため、職業訓練の実習備品を整備する事業です。

71ページ、くらしの向上 [健康づくりの推進]、2がん予防の推進として、新規事業のがんの教育総合支援事業です。これはがんの予防及び早期発見の重要性について理解を深めるための小学生向け教材作成とその活用のための研修会を開催する事業です。

次に、100ページ、くらしの向上 [学びの支援]、この政策課題が教育委員会として最も大きな柱とされる政策課題です。1地域の教育力の充実(1)規範意識・社会性の向上として、奈良県地域教育力サミット開催事業です。これは知事を議長とし、行政、経済界の代表、公私の教育関係者が一堂に会して意見交換を行うサミットを開催し、地域の教育力の向上や生涯にわたっての教育理念を検討していきたいと考えております。また、平成24年度に設けた4部会のほか、本年度新たに設けました奈良教育基本問題検討部会を含めて新たな検討体制を構築したところです。

学校・地域パートナーシップ事業では、地域で子どもを育て、規範意識や社会性の向上に資する仕組みとして、保護者・地域住民と学校コミュニティ協議会を組織し、課題解決に向けた取り組みを推進する市町村に対し補助するものです。昨年に引き続き実施し、学校コミュニティ協議会組織箇所数の増を図ります。

新規事業のいじめ対策推進事業では、小・中・高校生による地域を巻き込んだボランティア活動やいじめ相談員として教職員経験者等を学校に派遣し、いじめのない学校づくりを推進する事業です。

101ページ、「いのちの教育」展開事業の中でうだ・アニマルパークで開催の「いのちの教育」フェスティバルにおいて、教育委員会としては研究指定校による新規事業のいのちの教育実践研究発表会を実施します。

(2)学習意欲の向上として、新規事業の理科の観察・実験指導等に関する研究協議実施事業です。これは小・中学校の理科教育研究会と連携した観察・実験の公開授業や研究

会議を実施する事業です。

102ページ、併設型中高一貫教育校設置では、この4月から青翔高校に中学校を併設することに伴う備品等を整備する事業です。

次に、新規事業の奈良グローバル人材教育事業では、国際的に通用する能力を持つ高校生を育成するために、畝傍高校でグローバル人材育成に向けた教育方法を研究する事業です。

次に、学力向上実践研究推進事業の中で全国学力・学習状況調査をもとにつまずきの分析や学習意欲向上のための授業モデル等の取り組み「まなびー奈良」を新たに実施します。

(3) 体力の向上として、新規事業の体力向上ホップ・ステップ・ジャンプ事業です。これは幼少期に多種多様な動きを経験することが体力向上に重要なことから、幼少期の運動習慣の定着を図るための取り組みとして、セミナーの実施やカレンダーの配布等を行う事業です。

新規事業のスーパー食育スクール事業では、学校における食育を推進するため、栄養教諭が外部機関と連携し、食育プログラムを開発するモデル事業を実施する事業です。

次に、103ページ、2学校教育環境の充実として、新規事業の体罰のない生徒指導推進プロジェクト事業は、体罰の根絶を目指し、教職員向け資料、資料説明会、シンポジウム、部活動指導者を対象に研修会を開催するほか、職場研修への指導主事の派遣等を行う事業です。

次に、英語指導力向上事業は、英語教育推進を目的に県内小・中・高等学校における英語担当教員等の指導力向上のための研修等を実施する事業です。

次に、新規事業の発達障害のある児童生徒対応非常勤講師の配置は、通級学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に適切な教育的支援を行えるよう、小・中学校に非常勤講師を配置する事業です。

次に、新規事業の特別支援学校適正化推進事業は、病弱部門の奈良東養護学校から明日香養護学校への移転及び奈良東養護学校の通学区域変更による生徒数増に伴う備品等を整備する事業です。

次に、新規事業の特別支援学校機能強化事業は、インクルーシブ教育の構築に向けて特別支援学校の機能強化及び特別支援学校のセンター的機能の充実のため、特別支援学校への理学療法士等、外部人材員の配置及び小・中学校への派遣等を行う事業です。

次に、特別支援学校過密解消施設等整備事業は、生徒数増への対応として、明日香養護

学校及び西和養護学校のスクールバスについて、中型バスをともに大型バスへ更新を行う事業です。

次に、新規事業の公立高等学校等就学支援事業及び新規事業の公立学校等奨学のための給付金支給事業、さらに104ページ、学び直しへの支援事業の3つの事業はともに公立校、高校授業料不徴収制度見直しに伴う事業ですので、一括して説明申し上げます。新たに徴収する高等学校の授業料に充てるため、就学支援金の補助を行うとともに、低所得者への支援として、教科書費、教材費などに相当する給付金を支給する事業です。

次に、109ページ、くらしの向上〔文化の振興〕、4文化遺産の保存と活用として、新規事業の（仮称）文化財修復国際センター構想検討事業は、文化財に係る幅広い人材養成等を促進するため、文化財修復研究の国際拠点となる仮称ですが、文化財修復国際センター構想を検討する事業です。

次に110ページ、文化財総合調査事業は、文化財の適切な保存及び有効活用を図るため、文化財の現状調査を行い、データベースを作成する事業です。

新規事業の古代歴史文化に関する共同研究事業は、古代歴史遺産の豊富な本県及び島根県等がこれまでの古代史及び考古学の研究成果を基礎に共同研究を行い、成果を発信する事業です。

次に新規事業のシルクロード東西文化交流研究事業は、東京オリンピックを控え、新たな観光資源として活用するため、中央アジアの火の文化が奈良に残る日本の火の文化に与えた影響を調査研究する事業です。

新規事業の史跡新沢千塚古墳群公有化事業は、国史跡新沢千塚古墳の保存及び整備に向けた公有化を行う事業です。

次に112ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕、トップアスリート・スポーツ指導者の育成の全国高校総体開催準備事業は、近畿2府4県でブロック開催される平成27年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を本格化させるため、前年の約7倍の予算を確保しました。

次に145ページ、紀伊半島大水害からの復旧・復興〔地域の再生・再興〕、4くらしづくりの（1）へき地教育の充実及び南部地域での教育活動の充実として、南部地域での高校生部活動・勉強合宿促進プロジェクトは、南部地域に高校生の部活動合宿や勉強合宿を誘致するため、合宿経費に対し補助する事業を昨年引き続き実施します。

次に、南部地域におけるへき地教育振興事業のうち、新規事業の複数市町村における教

員の共同設置事業は、複数の市町村がへき地の拠点校に常勤の実技系、教科教員を共同配置し、近隣校を巡回して授業を実施する費用に対して補助する事業です。

次に、新規事業のへき地教育におけるテレビ会議システムの活用に関する調査・研究事業は、小学校3校のモデル校にテレビ会議システムを設置・活用し、教育効果について検証する事業です。

次に、168ページ、効率的・効果的な基盤整備の8県有施設の整備・耐震化の推進としまして、高等学校等耐震化事業、高等学校大規模改造事業及び169ページの特別支援学校耐震化事業です。これら3事業は同じ性質の事業のため、一括して説明します。県立学校、特に高等学校耐震化事業を平成25年から平成29年度の5カ年を耐震化集中期間と位置づけ強力に推進しており、高等学校耐震化及び大規模改造事業、合計で昨年より19%、2億3,600万円余増の予算を確保しております。

次に、169ページ、高等学校非構造部材耐震化対策事業及び特別支援学校非構造部材耐震化対策事業です。これら2事業も同じ性質の事業のため、一括して説明します。県立学校の屋内運動場等のつり天井等の非構造部材対策として、設計を行うとともに、特別支援学校では工事にも着手します。

177ページ、人材・組織マネジメントと財政マネジメントの1「マネジメント」の全面的な展開として、民間債権回収業者等への未収金回収委託です。この事業のうち教育委員会としては、回収困難な高校・大学奨学金資金返還未収金債権に係る回収を民間業者に委託しており、これまでは住所、居所不明や遠隔地に居住する者の債権を対象としていましたが、新たに3年を超える未納債権も含めて委託します。

以上、新規事業を中心に平成26年度教育委員会所管事業の予算案の概要を説明しました。

平成25年度2月補正予算案はございません。

続きまして、「平成25年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」の3ページ、減額補正です。教育委員会分の退職手当として、退職者見込みの減等により、24億5,000万円の減額補正です。内訳は記載しておりませんが、事務局8,900万円、小学校10億6,900万円、中学校7億1,600万円、高校5億1,500万円、特別支援学校6,100万円の減です。

次に、6ページ、繰越明許費補正です。中ほど、文化財保存事業補助で繰越明許費は143万4,000円です。これは文化財の美術工芸品収蔵庫建設に関する県補助金に係る

ものです。

繰り越し理由は、事業主体のおくれによるものです。具体には、円成寺美術工芸品収蔵庫建設事業で、奈良市忍辱山町に所在する円成寺の国宝木造大日如来坐像及び県指定文化財螺鈿燈台の保存施設として収蔵庫を境内に建設するものです。収蔵庫建設予定地が国の名所円成寺庭園に指定されているため、現状変更の許可を文化庁から得て伐採、整地を行っていましたが、伐採、整地中に地質が軟弱であることが判明し、地質強化工事が必要になりました。そして地質強化工事の追加に伴う現状変更許可を改めて文部科学省から得るために不測の日数を要したため、工期全体に遅延が生じ、年度内の進捗が8割にとどまり、残り2割の事業費のうち県補助金143万4,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上が教育委員会所管の平成25年度2月補正予算案の概要です。

続きまして平成26年2月県議会提出条例の10ページ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。

12ページ、要旨の6奈良県社会教育委員定数等に関する条例の一部改正です。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い社会教育法が改正され、これまで国で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めることとなったため、所要の改正をしようとするものです。また、あわせて題名を奈良県社会教育委員条例に改めます。

この条例の施行日は、平成26年4月1日です。

次に、20ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例です。このうち教育委員会の関係では事務部局職員、県費負担教職員及び高校等の教職員の定数について定員のより一層の適正化を図るため、職員等の定数を見直し改定するものです。

この条例の施行日は、平成26年4月1日です。

次に、36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。

37ページ要旨の(7)奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正関係です。これは公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正により、公立高等学校について授業料の無償制が廃止されたことに伴い県立高等学校の授業料の額等を定めるため、所要の改正をしようとするものです。なお、新たに徴収する授業料に充てるため、一定の所得の方を除き国から授業料相当額の就学支援金が支給されますので、実質無償となります。



この条例の施行日は、平成26年4月1日です。

以上が教育委員会に係る条例改正の概要です。

○原山警察本部長 警察本部所管の提出議案について説明いたします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の120ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕の事業で、4治安対策の強化として、新規事業のあいさつ・声かけ運動「チャレンジ“絆”」の拡充事業です。地域住民との協働を推進し、地域防犯力の向上を図るため、地域の代表者を対象とした研修会などを開催する経費です。

新規事業の安全安心まちづくり支援要員養成事業です。緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業で、あいさつ・声かけ運動等の安全安心まちづくり支援活動を行ってもらい、警備業の人材を育成する経費です。

121ページ、新規事業の街頭犯罪対策の強化です。パトカーや白バイ等に車載用の走行映像記録装置、いわゆるドライブレコーダーを整備する費用を計上しております。

新規事業の子ども・女性・DV・ストーカー対策ですが、相談対象者等の安全をまず確保するとともに、被害拡大防止の緊急通報システムを整備する費用を計上しております。

新規事業のサイバー犯罪対策の推進ですが、スマートフォンなどの解析を行う資機材を整備する費用を計上しております。

次に、5交通安全の推進として、新規事業の飲酒運転根絶対策の推進では、(仮称)奈良県飲酒運転根絶条例を平成26年度中に制定をお願いしたく、県民への周知のための経費を計上しております。

122ページ、新規事業の交通安全施設のエネルギー対策です。大規模災害や計画停電などの信号機の滅灯対策として、電池式の信号機、電源付加装置は信号灯火のLED化と、その電源としてのリチウム電気を組み込むもので、17基整備を図るものです。

続いて、2月補正の予算案(追加提案分)の概要について説明いたします。

「平成25年度2月補正予算案(追加提出分)の概要」の2ページ、増額補正の警察本部業務関連事業です。西和警察署での迷惑防止条例違反事件捜査、痴漢行為による損害賠償請求に係る和解に伴う賠償金として96万円の増額補正をお願いするものです。詳細については、後ほどご報告します。

3ページ、減額補正の退職手当で、警察本部分として、退職者見込み数の減により記載のとおり2億5,300万円を減額補正しようとするものです。

続きまして、条例案について説明いたします。

「平成26年2月県議会提出条例」の10ページ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち警察本部所管については、12ページ7奈良県留置施設視察委員会条例の一部改正です。これは刑事収容施設法及び被収容者等の処遇に関する法律の改正に伴い奈良県留置施設視察委員会の委員の任期を定める等のため、所要の改正をしようとするものです。

施行日は、本年4月1日を予定しております。

続いて、36ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち警察本部所管については、40ページの(27)奈良県警察手数料条例の一部改正関係です。一つは駐車監視員資格者講習の手数料の改定で、消費税の税率の引き上げ等で地方公共団体の手数料の標準に関する政令が見直されることに伴い所要の改正をしようとするものです。

施行日は、本年4月1日を予定しております。

もう一つ、道路交通法改正により、一定の病気にかかる運転者対策のため、運転免許試験の一部が免除されるなどにより、手数料の事務の区分の改定を行うものです。

なお、施行日は規則で定める日から施行しようとするものです。

続きまして、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」33ページ、議第148号和解及び損害賠償額の決定についてです。西和警察署での迷惑防止条例違反、痴漢行為の捜査において、損害賠償請求に係る和解及び賠償額の決定ですが、事前に担当者から各委員に説明させていただいてる事案です。これは被害者保護の観点から、議案書は匿名表記としております。

若干説明させていただきますと、警察官が被疑者を取り調べ中、容姿を確認させるために被害者の個人情報に記載した捜査報告書、いわゆる写真面割りと呼んでいるのですが、その捜査報告書を示したところ、被疑者がこれを素早く記憶しまして、被害者に後ほどはがきをその住所に郵送し、当然のことながら被害者が恐怖を感じ、転職や転居費用等の負担をこうむったとして損害賠償請求をされたことに対して95万9,820円を賠償金として支払うものです。被害者の方にも申しわけないし、こういうことで税金を使わせていただくという意味でも本当に申しわけない事案で、しっかり再発防止を徹底したいと考えております。さきにご説明させていただきました賠償金について、増額の補正予算をお願いするものです。

警察本部所管の提出議案の概要は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○宮木委員長 以上をもって議案の説明を終わります。

あす3月12日水曜日は、午前10時より歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。